

行政説明資料目次
テーマ：「初等中等教育施策の動向」

1. 新時代の初等中等教育の在り方について・・・ 1
2. 新学習指導要領について・・・・・・・・・・ 4
3. 学校における働き方改革について・・・・・・・・ 12
4. 教育の情報化の推進について・・・・・・・・ 29
5. 新時代の学びを支える先端技術活用推進方策
（中間まとめ）について・・・・・・・・・・ 35
6. 幼児教育の無償化について・・・・・・・・・・ 45
7. 高等学校教育改革について・・・・・・・・・・ 49
8. いじめ対策・不登校支援・児童虐待対応
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
9. 特別支援教育の推進について・・・・・・・・・・ 71
10. 学校健康教育の推進について・・・・・・・・・・ 79
11. 教科書について・・・・・・・・・・・・・・・・ 88
12. 地域と学校の連携・協働について・・・・・・・・ 94
13. 公立小・中学校の
適正規模・適正配置等について・・・・・・・・ 102
14. 夜間中学の設置推進・充実について・・・・・・・・ 111

1

新時代の初等中等教育の在り方 について

初等中等教育局初等中等教育企画課
教育制度改革室

新しい時代の初等中等教育の在り方について（諮問概要）

現在の学校教育の成果の例

- OECD・PISA2015で15歳の子供たちは、数学的リテラシーや科学的リテラシーがOECD加盟国中1位など、世界トップレベルの学力水準
- 全国学力・学習状況調査において、成績下位の都道府県の平均正答率と全国の平均正答率との差が縮小するなど学力の全体的な底上げが確実に進展
- 高等学校の多様化が進み、大学や産業界等との連携の下で様々な教育や、地域社会の課題解決に大きく貢献する活動が展開

知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は学力水準を高め、社会性を育んできたそれを支えてきたのは、子供達の教育に志を持つ教師の献身的な取組である

社会の急激な変化とともに、次のような課題も顕在化

- 児童生徒の語彙力や読解力に課題
- 高校生の学習時間減少や学習意欲の希薄化
- 大学受験に最低限必要な科目以外を真剣に学ぶ動機の低下
- いじめの重大事態や児童虐待相談対応件数が過去最多、障害のある児童生徒、不登校児童生徒、外国人児童生徒等の増加
- 教師は小学校月約59時間、中学校月約81時間の時間外勤務（平成28年度の教員勤務実態調査）
- 教師の採用選考試験の競争率の減少、とりわけ小学校採用試験の倍率の急落
[12.5倍（平成12年度）→3.5倍（平成29年度）]
- 学校のICT環境は脆弱であり、地域間格差も大きいなど危機的な状況
- 人口減少、少子高齢化の進展により、一市町村一小学校一中学校等の自治体が増加

Society5.0時代の教育・学校・教師の在り方

- Society5.0時代には、①読解力や情報活用能力、②教科固有の見方・考え方を働かせて自分の頭で考えて表現する力、③対話や協働を通じて知識やアイデアを共有し新しい解や納得解を生み出す力等が必要
- 教師を支援するツールとして先端技術を活用し、①地理的制約を超えた多様な他者との協働的な学び、②一人一人の能力、適性等に応じた学び、③子供たちの意欲を高めやりたいことを深められる学びを実現
- 子供たちの学びの変化に応じた資質・能力を有する教師、多様性があり、変化にも柔軟に対応できる教師集団
- 「チームとしての学校」の推進

新学習指導要領の実施

初
Society5.0時代の到来を見据え、
等中等教育の現状及び課題を踏まえ、

これからの中
初等中等教育の
在り方について総合的に検討

学校における働き方改革

2

新学習指導要領について

初等中等教育局教育課程課

中央教育審議会において審議をお願いしたい事項

1. 新時代に対応した義務教育の在り方

- 基礎的読解力などの**基礎的な学力の確実な定着**に向けた方策
- 義務教育9年間を見通した**児童生徒の発達の段階に応じた学級担任制と教科担任制の在り方**や、**習熟度別指導の在り方**など今後の**指導体制の在り方**
- 年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方を含む**教育課程の在り方**
- **障害のある者を含む特別な配慮を要する児童生徒に対する指導及び支援の在り方**など、**児童生徒一人一人の能力、適性等に応じた指導の在り方** 等

2. 新時代に対応した高等学校教育の在り方

- 普通科改革など**各学科の在り方**
- 文系・理系にかかわらず様々な科目を学ぶことや、**STEAM教育の推進**
- 時代の変化・役割の変化に応じた**定時制・通信制課程の在り方**
- **地域社会や高等教育機関との協働**による教育の在り方 等

3. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方

- 外国人児童生徒等の**就学機会の確保**、**教育相談等の包括的支援の在り方**
- 公立学校における外国人児童生徒等に対する**指導体制の確保**
- **日本の生活や文化に関する教育、母語の指導、異文化理解や多文化共生の考え**方に基づく教育の在り方 等

4. これからの時代に応じた教師の在り方や教育環境の整備等

- 児童生徒等に求められる**資質・能力を育成**することができる**教師の在り方**
- 義務教育9年間を**学級担任制を重視する段階と教科担任制を重視する段階**に捉え直すことのできる**教職員配置や教員免許制度の在り方**
- **教員養成・免許・採用・研修・勤務環境・人事計画等の在り方**
- 免許更新講習と研修等の位置付けの在り方など**教員免許更新制の実質化**
- **多様な背景を持つ人材によって教職員組織を構成**できるようにするための**免許制度や教員の養成・採用・研修・勤務環境の在り方**
- 特別な配慮を要する児童生徒等への指導など特定の課題に関する**教師の専門性向上のための仕組みの構築**
- 幼児教育の無償化を踏まえた**幼児教育の質の向上**
- **義務教育をすべての児童生徒等に実質的に保障**するための方策
- **いじめの重大事態、虐待事案**に適切に対応するための方策
- 学校の小規模化を踏まえた**自治体間の連携等を含めた学校運営の在り方**
- **教職員や専門的人材の配置、ICT環境や先端技術の活用**を含む条件整備の在り方 等

今後の学習指導要領改訂に関するスケジュール

	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
幼稚園		中教審における検討		周知・徹底	30年度～全面実施				
小学校				改訂 29・3・31	周知・徹底	移行期間	32年度～全面実施		
	中教審諮問 26・11・20	論点整理 27・8・26	審議まとめ 28・8・26	答申 28・12・21		教科書検定	採択・供給	使用開始	
中学校				周知・徹底	移行期間	33年度～全面実施			
						教科書検定	採択・供給	使用開始	
高等学校				改訂 30・3・30	周知・徹底	移行期間	34年度～年次進行で実施		
							教科書検定	採択・供給	使用開始

東京オリンピック
パラリンピック

特別支援学校学習指導要領(幼稚園及び小学部・中学部)についても、平成29年4月28日に改訂告示を公示。
特別支援学校学習指導要領(高等部)についても、高等学校学習指導要領と一体的に改訂を進める。

学習指導要領改訂の考え方

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共」の
新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す

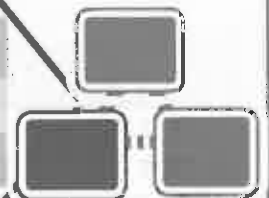
学習内容の削減は行わない※

どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・
ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成
知識の量を削減せず、質の高い理解を図るための学習過程の質的改善

主体的な学び
対話的な学び
深い学び



※高校教育については、些末な事実に基づく知識の暗記が大学入学選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

新学習指導要領の周知・広報について

2020年度から順次実施される新学習指導要領実施に向けて、文部科学省では、保護者や地域の方々など多くの皆様への新学習指導要領の周知・広報活動を加速していきます。



生きる力 学びの、その先へ

学習指導要領改訂に向けて示された中央教育審議会の答申（2016）では、学校教育が長年大切にしてきた「生きる力」を、現在とこれからの社会の文脈で改めて捉え直し、確実に育むことが求められると提言されています。

新しい学習指導要領に基づく学校教育により、子供たちが未来社会を切り拓いていくために必要な資質・能力を一層確実に育む——このことを「生きる力 学びの、その先へ」と表現しました。

以下のようなツールを作成し、周知・広報を進めていきます。

リーフレット



3分でイメージがつかめる動画



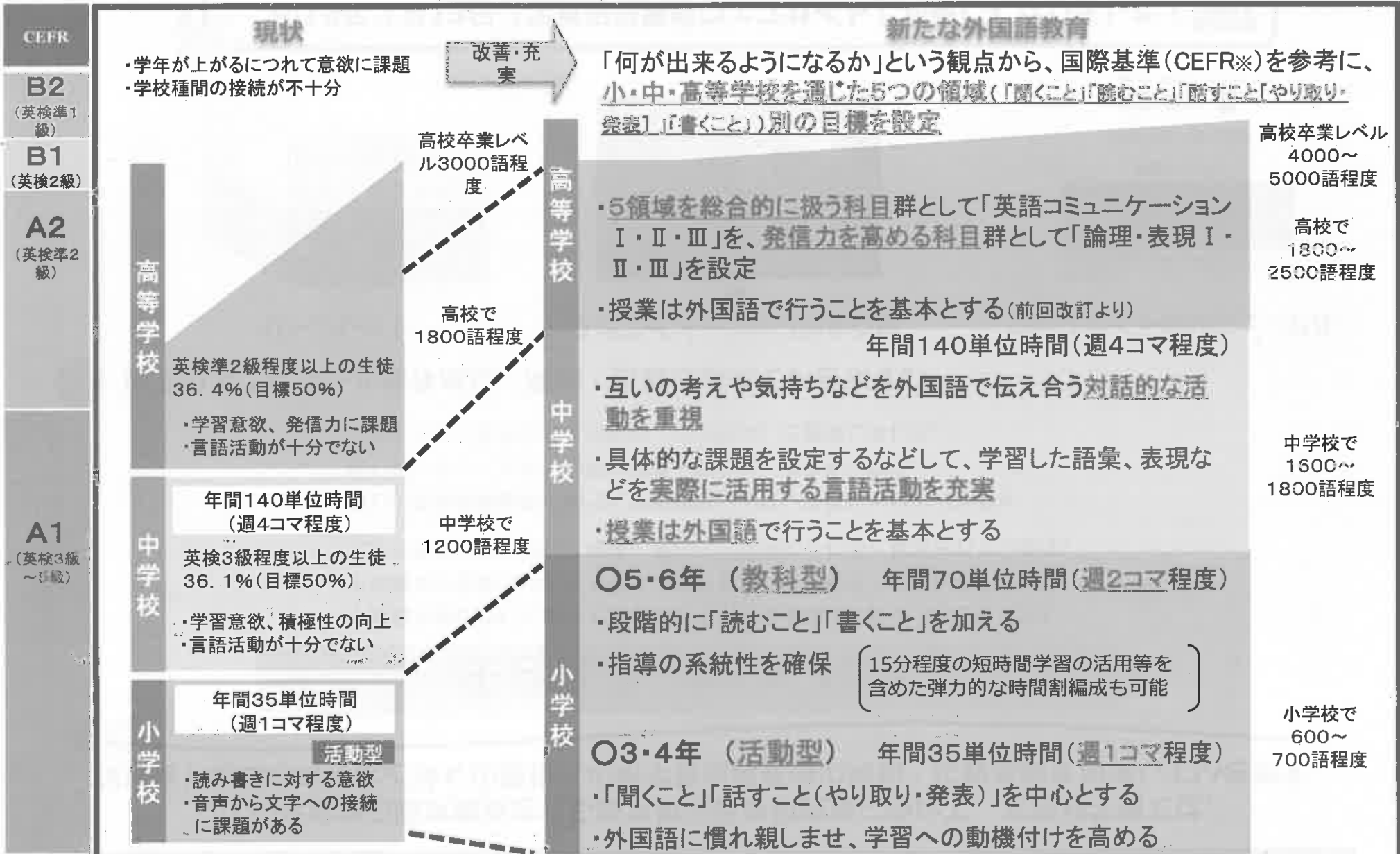
ウェブサイトのリニューアル



2019年2月13日「学習指導要領ウェブサイト」が新しくなりました！
http://www.mnext.go.jp/a_rmenu/shotou/new-cs/index.htm



外国語教育の抜本的強化のイメージ



※CEFR: 欧州評議会 (Council of Europe) が示す、外国語の学習や教授等のためのヨーロッパ共通参照枠を言う。英検との対照は日本英語検定協会が公表するデータによる。

現行学習指導要領

小学校 明記していない
※学校の判断で実施可能

中学校 技術・家庭科(技術分野)
・「プログラムによる計測・制御」
が必修

高等学校 情報科
・「社会と情報」「情報の科学」の2
科目からいずれか1科目を選択
必修
・「情報の科学」を履修する生徒
の割合は約2割(約8割の生徒
は、高等学校でプログラミングを
学ばずに卒業する)

新学習指導要領

「情報活用能力」※を「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、教科横断的に育成する旨を明記するとともに、小・中・高等学校を通じてプログラミング教育を充実

※「情報活用能力」は、コンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を収集・整理・比較・発信・伝達したりする力であり、さらに、基本的な操作技能やプログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含むもの(学習指導要領解説の要約)

小学校 必修化

- ・ 総則において、各教科等の特質に応じて、「プログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動」を計画的に実施することを明記
- ・ 算数、理科、総合的な学習の時間において、プログラミングを行う学習場面を例示

中学校 技術・家庭科(技術分野)

- ・ プログラミングに関する内容を充実(「計測・制御のプログラミング」に加え、「ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミング」について学ぶ)

高等学校 情報科

- ・ 全ての生徒が必ず履修する科目(共通必修科目)「情報Ⅰ」を新設し、全ての生徒が、プログラミングのほか、ネットワーク(情報セキュリティを含む)やデータベースの基礎等について学ぶ
- ・ 「情報Ⅱ」(選択科目)では、プログラミング等について更に発展的に学ぶ

道徳の「特別の教科」化（学習指導要領の一部改正）

- ・教育再生実行会議の提言や中央教育審議会の答申を踏まえ、学習指導要領の一部を改正し「道徳の時間」（小・中学校で週1時間）を「特別の教科 道徳」（「道徳科」）（引き続き週1時間）として新たに位置付ける（平成27年3月27日）
- ・小学校は平成30年度、中学校は平成31年度から全面实施

【特別の教科】

道徳は、学級担任が担当することが望ましいと考えられること、数値などによる評価はなじまないと考えられることなど、各教科にない側面があるため、「特別の教科」という新たな枠組みを設け、位置付ける。

具体的なポイント

- ✓ 道徳科に検定教科書を導入
 - ✓ 内容について、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善
 - 「個性の伸長」「相互理解、寛容」「公正、公平、社会正義」「国際理解、国際親善」「よりよく生きる喜び」の内容項目を小学校に追加
 - ✓ 問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法を工夫
 - ✓ 数値評価ではなく、児童生徒の道徳性に係る成長の様子を認め、励ます評価（記述式）
- 指導要録の様式例は示すが、調査書（いわゆる内申書）には記載せず、中学校・高等学校の入学者選抜に使用しない

※私立小・中学校はこれまでどおり、「道徳科」に代えて「宗教」を行うことが可能

「答えが一つではない課題に子供たちが道徳的に向き合い、考え、議論する」道徳教育への転換により児童生徒の道徳性を育む。

学習指導要領の改訂に伴う移行措置の概要

【移行期間における基本方針】

- ◆新学習指導要領への移行のための期間(小学校:平成30、31年度、中学校:平成30～32年度)において、円滑な移行ができるよう内容を一部加える等の特例を設ける。
- ◆指導内容の移行がないなど教科書等の対応を要しない場合などは、積極的に新学習指導要領による取り組みができるようにする。特に、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成することを目指す新学習指導要領の趣旨を十分に踏まえて指導されるようにする。

【移行措置の内容】

(1)教科等ごとの取扱い

①総則、総合的な学習の時間、特別活動

→教科書の対応を要するものではないため、平成30年度から新学習指導要領による。

②指導内容や指導する学年の変更などにより特例を定める教科

→指導する学年の変更などにより指導内容の欠落が生じることのないよう特例を定める。(小:国語、社会、算数、理科 中:国語、社会、数学、理科、保健体育)

③上記以外の教科

→新学習指導要領によることができることとする。(小:生活、音楽、図画工作、家庭、体育 中:音楽、美術、技術・家庭、外国語)

④道徳科

→平成27年3月の一部改正により特別の教科化をしており、小学校は平成30年度から新学習指導要領によることとし、中学校は平成31年度から新学習指導要領による(平成30年度は先行可能)。

(2)小学校における外国語

→下記の表の授業時数のおり外国語活動を実施することとし、新学習指導要領の外国語活動(3、4学年)及び外国語科(5、6学年)の内容の一部を加えて必ず取り扱うものとする。

【授業時数の特例】

- ◆平成30、31年度における外国語活動の授業時数及び総授業時数は、下表に定める時数を標準とし、外国語活動の授業時数の授業の実施のために特に必要がある場合には、年間総授業時数及び総合的な学習の時間の授業時数から15単位時間を超えない範囲内の授業時数を減じることができることとする。

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
外国語活動の授業時数			15	15	50	50
総授業時数	850	910	960	995	995	995

【留意事項】

- ◆目標や内容を2学年又は3学年まとめて示している教科については、全面実施の年度を見通した適切な指導計画を作成して指導すること。
- ◆移行期間中に実施する入学者選抜に係る学力検査における出題範囲は、特例の内容に留意し、学年ごとに児童生徒が履修している内容を踏まえたものになるよう十分配慮すること。

3

学校における働き方改革について

初等中等教育局財務課

新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）【概要】（平成31年1月25日中央教育審議会）

第1章 学校における働き方改革の目的

- これまでの我が国の学校教育の蓄積はSociety 5.0においても有効であり、浮足立つことなく充実を図る必要。これまで高い成果を挙げてきた我が国の学校教育を維持・向上させ、持続可能なものとするには、学校における働き方改革が急務。
- ✓ ○ ‘子供のためであればどんな長時間勤務も良しとする’という働き方の中で、教師が疲弊していくのであれば、それは‘子供のため’にはならない。学校における働き方改革の目的は、教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること。
- 志ある教師の過労死等の事態は決してあってはならないものであり、そのためにも、学校における働き方改革の実現が必要。
- 学校における働き方改革を進めるに当たっては、地域と学校の連携・協働や家庭との連携強化により、学校内外を通じた子供の生活の充実や活性化を図ることが大切。

第2章 学校における働き方改革の実現に向けた方向性

- 教員勤務実態調査（平成28年度）においても、小・中学校教師の勤務時間は、10年前の調査と比較しても増加。主な要因は、①若手教師の増加、②総授業時間数の増加、③中学校における部活動指導時間の増加。
- 働き方改革の実現には、文部科学省・教育委員会・管理職等がそれぞれの権限と責任を果たすことが不可欠。特に、文部科学省には、学校と社会の連携の起点・つなぎ役としての機能を前面に立って果たすことが求められる。

※特別支援学校・高等学校については、学校間の多様性などの特徴を踏まえた支援を行うことが重要。

※私立学校・国立学校については、固有の存在意義や位置付け、適用される法制の違いなどに配慮した支援が重要。

以下の施策の
一体的な推進が必要

第3章 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方改革の促進

○ 勤務時間管理の徹底と上限ガイドライン

- ・ 勤務時間管理は、労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会等に求められる責務。さらに今般の労働安全衛生法の改正によりその責務が改めて法令上明確化。
- ・ 学校現場においては、まず勤務時間管理の徹底が必要。その際、ICTやタイムカードなどにより客観的に把握すること。
- ・ 文部科学省の作成した上限ガイドライン（月45時間、年360時間等）の実効性を高めることが重要であり、文部科学省は、その根拠を法令上規定するなどの工夫を図り、学校現場で確実に遵守されるように取り組むべき。

○ 労働安全衛生管理の必要性

- ・ 労働安全衛生法に**義務付けられた労働安全衛生管理体制の整備**が求められるほか、義務の課されていない学校においても、可能な限り法令上の義務がある学校に**準じた体制の充実に努める**べき。
- ・ 特に、**ストレスチェック**は、全ての学校において適切に実施されるよう、教育委員会の実態を調査し、**市町村ごとに実施状況を公表**すべき。
- ・ 産業医の選任義務のない規模の学校に関しては、**教育委員会として産業医を選任**して域内の学校の教職員の健康管理を行わせる等の工夫により、教職員の健康の確保に努めるべき。

○ 教職員一人一人の働き方に関する意識改革

- ・ 管理職のマネジメント能力向上や、教職員の勤務時間を意識した働き方の浸透のため、**研修の充実を図る**べき。
- ・ 管理職登用等の際にも、教師や子供たちにとって重要なリソースである**時間を最も効果的に配分し、可能な限り短い在校等時間で教育の目標を達成する成果を上げられるかどうかの能力**や働き方改革への取組状況を**適正に評価**することが重要。
- ・ 管理職以外の教職員も含め、**働き方改革の観点を踏まえて人事評価**を実施すべき。
- ・ **学校評価**や**教育委員会の自己点検・評価**も活用すべき。

第4章 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

- これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方を右の表のとおり整理。

- 業務の明確化・適正化は、**社会に対して学校を閉ざしたり、内容を問わず一律に業務を削減したりするものではなく、社会との連携を重視・強化**するもの。
学校として何を重視し、どのように時間を配分するかという考え方を明確にし、地域や保護者に伝え、理解を得ることが求められる。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
① 登下校に関する対応 ② 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③ 学校徴収金の徴収・管理 ④ 地域ボランティアとの連絡調整 ※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤ 調査・統計等への回答等（事務職員等） ⑥ 児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等） ⑦ 校内清掃（輪番、地域ボランティア等） ⑧ 部活動（部活動指導員等） ※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑨ 給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等） ⑩ 授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑪ 学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑫ 学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等） ⑬ 進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑭ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

○ 業務の役割分担・適正化を確実に実施するため、以下の仕組みを構築することが必要。

文部科学省	教育委員会等	学校
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校における働き方改革の趣旨等をわかりやすくまとめた明確で力強いメッセージの発出 ・ 関係機関や社会全体に対して何が学校や教師の役割が明確にメッセージを発出するなど、社会と学校との連携の起点・つなぎ役としての役割を前面に立って果たすことを徹底 ・ 業務改善状況調査を見直し、在校等時間の可視化などを把握の上、市区町村別に公表 ・ 今後学校へ新たな業務を付加するような制度改正等の際にはスクラップ・アンド・ビルドの原則を徹底 ・ 業務の役割分担・適正化を実施するための条件整備 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務改善方針の策定及びフォローアップ、ICTの活用推進等の取組を学校や地域の実情に応じて推進 ・ 学校や地域で発生した業務について、仕分けを実施し、他の主体に対応の要請、教師以外の担い手の確保、スクラップ・アンド・ビルドによる負担軽減 ・ 学校が保護者や地域住民と教育目標を共有し、理解・協力を得ながら学校運営を行える体制の構築 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員間で削減する業務を洗い出す機会を設定 ・ 校長は校内の分担を見直すとともに、自らの権限と責任で学校の伝統として続いているが、必ずしも適切といえない又は本来は家庭や地域社会が担うべき業務を大胆に削減 <p>(例) 夏休み期間のプール指導、勝利至上主義の早朝練習の指導、内発的な研究意欲がない形式的な研究指定校としての業務、運動会等の過剰な準備</p> <p style="text-align: right;">等</p>

○ 代表的な業務については、**過去の裁判例(※)等**を見ても、**学校や教師が法的にその全ての責任を負うものではなく、学校への過剰要求は認められないこと**について、文部科学省がメッセージを発出することが必要。

※ 学校・教師が担うべき安全配慮義務の範囲は、児童生徒の発達段階に応じて異なり、個別の事案ごとに判断されるが、予見可能性がある場合に限られるとした判例や、教師に責任があるとしたうえで、両親も監督義務を怠ったとして連帯して責任を負うとした判例がある。

○ 学校が作成する計画等についても、個別の計画を詳細に作成するのではなく、**複数の計画を一つにまとめて体系的に作成**するなど、文部科学省は真に効果的な計画の在り方について示すべき。

○ 教育課程の編成・実施においても、**総合的な学習の時間の一定割合は、学校外での学習について授業として位置づけられるようにすることや、学習評価において、指導要録の大幅な簡素化などといった、大胆な見直し**を行うことが必要。

第5章 学校の組織運営体制の在り方

○ 学校が組織として効果的に運営されるために、主に以下の取組が必要。

- ・ 校長や副校長・教頭に加え、**主幹教諭、指導教諭、事務職員等のミドルリーダーがリーダーシップを発揮**できる組織運営。
- ・ **ミドルリーダーが若手の教師を支援・指導**できるような環境整備。
- ・ 事務職員やサポートスタッフ等との役割分担や、事務職員の質の向上、**学校事務の適正化と事務処理の効率化**。

第6章 教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度改革

○ 給特法の今後の在り方

- ・ 給特法の誤解の下で勤務時間管理の意識が希薄化し、時間外勤務縮減の取組が進まない実態。この点については、上限ガイドラインにおいて、**超勤4項目以外の業務のための時間についても勤務時間管理の対象**とし、その縮減を図ることが必要。
- ・ 教師は、子供たちの発達段階に応じて、言語や指導方法を場面ごとに選択しながら教育活動に当たらなくてはならないという、専門職としての専門性とも言える**教師の職務の特徴を踏まえた検討が必要**。
- ・ 給特法を見直して労基法を原則とすべき、という意見に対して、**教育の成果は必ずしも勤務時間の長さのみに基づくものではなく**、人確法も含めた教師の給与制度も考慮した場合、**必ずしも教師の処遇改善にはつながらない**、との懸念。
- ・ 教師の専門性や職務の特徴を認識した上で検討した場合、超勤4項目の廃止や36協定を要するとすることは、現状を追認する結果になり、**働き方の改善につながらない、また、学校において現実的に対応可能ではない**。
- ・ したがって、**給特法の基本的な枠組みを前提に、働き方改革を確実に実施する仕組みを確立し成果を出す**ことが求められる。
- ・ なお、**教職調整額が「4%」とされていること**については、在校等時間縮減のための施策を総合的に実施することを優先すべきであり、**必要に応じ中長期的な課題として検討すべき**。

○ 一年単位の変形労働時間制の導入

- ・ かつて行われていた「**休日のまとめ取り**」のような**一定期間に集中した休日の確保**は、教職の魅力を高める制度として有効であり、週休日の振替や年次有給休暇に加え、**選択肢の一つ**として検討。
- ・ 教師の勤務態様として、授業等を行う期間と長期休業期間とで繁閑の差が実際に存在していることから、**地方公共団体の条例やそれに基づく規則等に基づき、適用できるよう法制度上措置すべき**。
- ・ **導入の前提として**、文部科学省等は①**長期休業期間中の部活動指導時間の縮減や大会の在り方の見直しの検討要請、研修の精選等に取り組みべき**、②**学期中の勤務が現在より長時間化しないようにすることが必要**であり、所定の勤務時間を延長した日に授業時間や児童生徒の活動時間を延長することがあってはならない、③**育児や介護等の事情により配慮が必要な教師には適用しない選択も確保**できるよう措置すべき。

○ 中長期的な検討

- ・ 労働法制や教師の専門性の在り方、公務員法制の動向も踏まえつつ、**教師に関する労働環境について**給特法や教育公務員特例法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律といった法制的な枠組みを含め、必要に応じて**中長期的に検討**。

○ 教職員及び専門スタッフ等、学校指導・運営体制の効果的な強化・充実

- ・ 小学校の英語専科を担当する教師の充実や、中学校の生徒指導を担当する教師の充実、通級による指導や日本語指導のための教員定数の義務標準法に基づく着実な改善をはじめとする学校指導体制の充実
- ・ 校長や副校長・教頭等の事務関係業務の軽減に有効な、共同学校事務体制の強化のための事務職員の充実
- ・ 平成31年度までのスクールカウンセラーの全公立小中学校配置及びスクールソーシャルワーカーの全中学校区配置並びに課題を抱える学校への重点配置、質の向上及び常勤化に向けた調査研究
- ・ 部活動ガイドラインの遵守を条件とした部活動指導員の配置促進
- ・ 多様なニーズのある児童生徒に応じた指導等の支援スタッフ、授業準備や学習評価等の補助業務を担うサポートスタッフ、理科の観察実験補助員の配置促進
- ・ スクールロイヤーの活用促進

等

○ 勤務時間管理の適正化や業務改善・効率化への支援

- 以下のような実態が文部科学省の調査により明らか。
 - ・ 登下校の対応などについて地域人材の協力体制整備が不十分
 - ・ 都道府県単位で共通の校務支援システムの導入が必要
 - ・ 業務改善方針等の策定や学校宛ての調査・照会の精選などについて市区町村での取組が不十分
 - ・ 部活動数の適正化や地域クラブとの連携が一層必要
 - ・ 学校給食費や学校徴収金の公会計化が不十分
- これに関し、文部科学省は以下の取組を推進すべき。
 - ・ 業務削減時間を示した好事例展開
 - ・ 関係者の共通理解・協力を得ながら取り組むためのポイントや具体的なプロセスを示す
 - ・ 専門家や地方公共団体の担当者、文部科学省職員が教育委員会や学校を訪問しアドバイスする

等

○ 今後さらに検討を要する事項

- ・ 小学校の教科担任制の充実、年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方を含む教育課程の在り方の見直し
- ・ 免許更新制がより教師の資質能力向上に実質的に資するようにするなど養成・免許・採用・研修全般にわたる改善・見直し
- ・ 新時代の学びにおける先端技術の効果的な活用 ・ 教育的観点からの小規模校の在り方の検討
- ・ 人事委員会等の効果的な活用方法の検討

等

第8章 学校における働き方改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ等

- 文部科学省は、業務改善状況調査等を通じて、学校における働き方改革の進展状況を市区町村ごとに把握し、公表することで、各地域の取組を促すべき。
- また、教員勤務実態調査（平成28年度）と比較できる形で、3年後を目途に勤務実態の調査を行うべき。

今回の学校における働き方改革は、我々の社会が、子供たちを最前線で支える教師たちがこれからも自らの時間を犠牲にして長時間勤務を続けていくことを望むのか、心身ともに健康にその専門性を十二分に発揮して質の高い授業や教育活動を担っていくことを望むのか、その選択が問われている。

国の動き

地方の動き

学校における働き方改革に関する総合的な方策パッケージ工程表

	2018年	2019年			2020年			2021年	22・23年			
		1月	4月	夏	12月	4月	夏	12月	4月			
全体	中教審審議	答申	通知	業務改善状況調査		小学校新学習指導要領全面实施	業務改善状況調査	中学校新学習指導要領全面实施	業務改善状況調査	勤務実態調査		
財政措置	英語専科を担当する教師など、学校指導体制の充実											
	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員、スクールサポートスタッフなど、多様なスタッフの配置促進											
	モデル事業			事例紹介			事例紹介			事例紹介		
上限を定める規則等	文部科学省のガイドライン検討	決定	通知	制度的工夫の検討	自治体において規則等で上限を定めることの検討			自治体において規則等で上限を規定	修正			
業務分担・業務改善	勤務時間を客観的に把握する仕組の導入											
	管理規則標準職務モデル案提示			学校管理規則の検討		規則改正		役割分担の見直し			結果を反映	
	学期中の平日の業務改善に係る取組の実施 【具体例】 ・統合型校務支援システム活用による業務軽減 ・留守番電話の設置 ・調査の精選 ・業務アシスタントの配置 ・学校行事の見直し ・休み時間、校内清掃等の役割分担・適正化 等											
	学校給食費公会計化ガイドライン策定			学校給食費の公会計化								
	部活動ガイドライン策定		ガイドラインを踏まえた部活動の見直し									
	総合的な学習の時間での校外学習の明確化通知			総合的な学習の時間の一定割合について、学校外での学習を授業として位置づけることの検討								
変形労働時間制	大会主催者への呼びかけ			夏季休業中の業務の検証		呼びかけによる検討			長期休業期間中の業務圧縮に向けた取組の実施 ・研修の見直し ・部活動の大会の見直し 等		夏季休業中の業務の圧縮	結果を反映
	制度改正			自治体の判断に基づき条例改正等の制度改正			具体的な変形労働の在り方の確定			一年単位の変形労働時間制実施		
課題	（教育課程、免許、研修等）											
今後の検討	中教審等で検討の上、結論の出たものから制度改正、実施											

○趣旨

限られた時間の中で、教師の専門性を生かしつつ、授業改善や児童生徒等に接する時間を十分確保し、教師が自らの授業を磨くとともにその人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うことをできる状況を作り出すことを目指して進められている「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として制定するもの。

○対象者

給特法第2条に規定する公立の義務教育諸学校等の教育職員

※義務教育諸学校等：小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園

教育職員：校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員

※事務職員等については、「36協定」の中で働き方改革推進法に定める時間外労働の規制が適用される。

○本ガイドラインにおける「勤務時間」の考え方

「超勤4項目」以外の自主的・自発的な勤務も含め、外形的に把握することができる 在校時間を対象とすることを基本とする（所定の勤務時間外に自発的に行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除く）。

校外での勤務についても、職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間について外形的に把握し、これらを合わせて「在校等時間」として、本ガイドラインにおける「勤務時間」とする（休憩時間を除く）。

○上限の目安時間

①1か月の在校等時間について、超過勤務45時間以内 ②1年間の在校等時間について、超過勤務360時間以内

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合は、1か月の超過勤務100時間未満、1年間の超過勤務720時間以内（連続する複数月の平均超過勤務80時間以内、かつ、超過勤務45時間超の月は年間6カ月まで）

○実効性の担保

・教育委員会は、所管内の公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等を策定し、実施状況について把握し、必要な取組を実施。上限を超えた場合、事後的に検証。

・文部科学省は、各教育委員会の取組の状況を把握し、公表。

等

○留意事項

・実施に当たっては、在校時間はICTの活用やタイムカード等により客観的に計測し、校外の時間についても、できる限り客観的な方法により計測する。

・上限の目安時間の遵守を形式的に行うことが目的化し、実際より短い虚偽の時間を記録に残したり、残させたりするようなことがあってはならない。

・中教審の答申において、本ガイドラインの実効性を高めるため、その根拠を法令上規定するなどの工夫を図るべきと提言されており、文部科学省として更に検討。

等

学校における働き方改革に関する文部科学省工程表①

	2018年	2019年			2020年		2021年	22・23年	
		1月	4月	夏	12月	4月	夏	12月	4月
全体	中教審 働き方改革 審議	答申	工程表 作成	通知	TALIS 2018公表	PISA 2018公表	小・中・高等学校 新学習指導要領順次実施		
		働き方改革 推進本部設置			随時開催 幹事会 随時開催				
	教育課程、免許、研修、先端技術の効果的な活用等、今後の検討課題について中教審等で検討の上、結論の出たものから制度改正、実施								
勤務時間管理の徹底	ガイドライン 検討	決定	通知	運用に係る Q&Aの提示	制度的工夫を 踏まえた対応 の教育委員会 への周知				
			法令上の根拠を設ける 制度的工夫の検討	制度改正	上限ガイドラインを始点としたPDCAサイクルの実施				
	教育委員会に対し、地方財政措置も活用した勤務時間管理の徹底を指導					PTA団体等との協力による 適切な時間設定の働きかけ			
労働安全衛生管理の徹底	全ての学校での労働安全衛生管理(ストレスチェックを含む)の充実を指導					実施状況を調査・公表、指導を実施 ※特にストレスチェックについては市町村毎の公表を予定			
	法令上の義務の遵守徹底を指導								
	労働安全衛生に関するわかりやすい資料作成			教育委員会へ周知					
	労働安全衛生に関する先進事例の収集								
	勤務環境の改善事例の把握			電話窓口の活用を啓発 空調整備の支援					
意識改革	各種会議での呼びかけ								
	フォーラムの開催					フォーラム			
	優秀教職員表彰での働き方改革の観点考慮			表彰		表彰		表彰	
メッセージ発信	学校評価における評価項目例の作成			教育委員会へ周知					
	大臣 メッセージ 发出		関係省庁へ協力等要請 関係団体(知事会、市長会、町村会、経済 団体等)へ協力等要請						
	PTA等と連 携して周知								
	教育委員会向けビデオ教材 作成		地方公共団体の研修等における活用促進						
	政府広報等を活用したWEB 動画等の作成・周知		ポイント等を明示した資料 の作成						
業務改善の優良事例収集									

学校における働き方改革に関する文部科学省工程表②

	2018年	2019年			2020年			2021年	22・23年		
	1月	4月	夏	12月	4月	夏	12月	4月			
業務の役割分担・適正化	組織再編	学校へ新たな業務を付加しようとする場合にはスクラップ・アンド・ビルドを原則とし、財務課と調整することを徹底									
	業務改善状況調査の見直し	調査の実施			市区町村別に公表			調査	公表	調査	公表
	学校管理規則、標準職務モデル案提示										
	学校単位で作成される計画の効果的な在り方の提示										
	部活動ガイドライン策定	地域・保護者向けメッセージ発出	実施状況を踏まえつつ、大会主催者へ引き続き要請								
		教育委員会等への要請									
		大会主催者への大会日程や出場資格・引率に係る規定の見直し要請									
		部活動ガイドライン遵守を前提とした部活動指導員の配置									
		将来的に、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるために必要な方策を検討									
		学校給食費公会計化ガイドライン策定									
	これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の役割分担・適正化を進めるための方策の推進										
	総合的な学習の時間での校外学習の明確化、様式の簡素化など指導要録の改善通知										
組織運営体制	業務効率化に向けた、組織や校務分掌の整理・統合のモデルを提示										
	主幹教諭や事務職員の活用による業務改善等の優良事例の収集				優良事例の周知						
	学校管理規則、標準職務モデル案提示										
	若手教師支援のため、ホームページやSNS等を通じた指導方法等に関する情報を発信										
勤務時間制度	一年単位の変形労働時間制導入に向けた制度的検討										
	制度改正			周知							
	部活動の大会主催者等に対する夏季休業中の大会の見直し要請										
	夏季休業中に業務を求めてきた通知等の見直し										
	教職調整額の水準について、必要に応じ中長期的な課題として検討										
	公立学校の教師に関する労働環境について、法制的な枠組みを含め、必要に応じて検討										
環境整備	英語専科を担当する教師など、学校指導体制の充実										
	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員、スクールサポートスタッフなど、多様なスタッフの配置促進										
	家庭教育の充実への支援、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入や地域学校協働活動の推進										
	校務の情報化など、学校のICT環境整備の推進										
	モデル事業	事例紹介			事例紹介			事例紹介			
フォローアップ等	積極的に取り組んでいる地方公共団体に対してインセンティブを講じる仕組みを検討				インセンティブを講じる仕組みの導入						
	勤務実態調査										

学校における働き方改革に関する取組の徹底について
 (平成31年3月18日付 各都道府県知事・教育委員会教育長等宛 事務次官通知)【概要】

- 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」(平成31年1月25日中央教育審議会)を踏まえ、教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行えるようにするため、各教育委員会及び各学校がそれぞれの権限と責任において取り組むことが重要と考えられる方策を整理し、各教育委員会に対して必要な取組の徹底を呼びかけるもの。
- 同時に、各地方公共団体の長に対して、教育委員会への積極的な支援を依頼。 ※私立学校及び国立大学附属学校にも別途周知

1. 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進

(1) 勤務時間管理の徹底と勤務時間の上限に関するガイドラインに係る取組

- 労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会の責務である教職員の勤務時間管理の徹底
- ICTの活用やタイムカードなどにより勤務時間を客観的に把握・集計するシステムの構築
- 文部科学省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を踏まえた取組の推進 等

(2) 適正な勤務時間の設定

- 児童生徒等の登下校時刻や部活動等について、教職員の勤務時間を考慮した時間の設定・周知
- 早朝や夜間等に勤務せざるを得ない場合における勤務時間の割り振り等適正な措置の徹底
- 教職員が確実に休日を確保するため、週休日の振替期間の延長や学校閉庁日の設定等の工夫の実施
- 緊急時の連絡方法を確保した上での、留守番電話の設置やメールによる連絡対応等の体制整備 等

(3) 労働安全衛生管理の徹底

- 労働安全衛生法に義務付けられた労働安全衛生管理体制の整備の徹底
- 全ての学校におけるストレスチェックの適切な実施 (文部科学省としても実施状況の調査・公表を予定)
※「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」を踏まえた学校における一層の労働安全衛生管理の充実等について(通知)」(平成31年3月29日)についても参照 等

(4) 研修・人事評価等を活用した教職員の意識改革及び学校評価等

- 管理職の登用の際のマネジメント能力の適正な評価
- 管理職のマネジメント向上や、教職員の勤務時間を意識した働き方の浸透のための研修の充実
- 管理職以外の教職員も含め、働き方改革の観点も踏まえた人事評価の実施
- 学校評価や教育委員会の自己点検・評価の活用 等

2. 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

(1) 基本的な考え方

- **教育委員会**は、域内の学校における働き方改革に係る方針・計画等を示し、**自ら学校現場に課している業務負担を見直すこと**。また、**地域社会と学校の連携の起点・つなぎ役として前面に立ち**、所管の学校において何を重視し、どのように時間配分を行うかについて地域社会に理解されるような取組を積極的に行うこと。
- 学校運営協議会等の場において**保護者や地域住民等の理解・協力**を得られるよう議論を深め、適切な役割分担を進めること。また、文部科学省の支援も活用しつつ、地方公共団体や教育委員会が、**学校以外で業務を担う受け皿の整備を進めること**。

(2) 業務の役割分担・適正化のために教育委員会等が取り組むべき方策

- **業務改善方針・計画等の策定及び業務削減目標の設定やフォローアップを通じたPDCAサイクルの構築**
- 学校や地域で発生した業務の仕分けを実施し、**他の主体への対応の要請、教師以外の担い手の確保、業務のスクラップ・アンド・ビルド**により負担を軽減。文部科学省からのメッセージを活用しつつ、**必要性の低い業務を思い切って廃止**。
- **これまで学校・教師が担ってきた14の業務の在り方に関する考え方(※下表)**に基づく、役割分担・適正化のために必要な取組の実施

(例)

▶ 調査・統計等への回答等

調査の対象・頻度・時期・内容・様式等の精査、複数調査の一元化、首長部局や民間団体等が実施する調査について学校負担を軽減する周知方法等の要請・精選 等

▶ 部活動

採用や人事配置等において部活動指導力は付随的な位置づけであることの留意、学校に設置する部活動の数の適正化、複数学校による合同部活動や地域クラブ等との連携の推進、将来的に部活動を学校単位から地域単位の取組にすることの検討 等

▶ 給食時の対応

学級担任と栄養教諭の連携、複数学年の一斉給食等の工夫、アレルギー対応の事故防止を最優先とした複雑でない対応 等

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応	⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等)	⑨給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等)
②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が指導された時の対応	⑥児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等)	⑩授業準備(補助的業務へのサポートスタッフの参画等)
③学校徴収金の徴収・管理	⑦校内清掃 (輪番、地域ボランティア等)	⑪学習評価や成績処理(補助的業務へのサポートスタッフの参画等)
④地域ボランティアとの連絡調整	⑧部活動(部活動指導員等)	⑫学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等)
※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑬進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等)
		⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応(専門スタッフとの連携・協力等)

- **「チームとしての学校」**として、事務職員に加え、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育を支援する専門スタッフ、部活動支援員、スクール・サポート・スタッフ等の**外部人材の参画・確保や研修等の実施**
- **児童生徒等の命と安全を守るため**、法的整理を踏まえた役割分担・連携、トラブル発生時の教育委員会の積極的な学校支援、スクールロイヤー等の配置等、**児童生徒等を取り巻く問題についての支援体制の構築**
- 福祉部局・警察等関係機関との連携・協力体制の構築
- 文部科学省の組織再編を参考に、教育委員会において、**教職員の業務量を一元的に俯瞰・調整する体制の構築**
- **ICTやOA機器の積極的な導入・更新**を通じた業務効率化や、教師の研修の整理・精選

等

(3)業務の役割分担・適正化のために各学校が取り組むべき方策

- 学校の重点目標や経営方針の明確化、教職員間で削減する業務を洗い出す機会の設定
- 校長による、一部の教職員への業務の偏りを防ぐ校内の分担の見直しや、校長自らの権限と責任による、学校の伝統として続けているが必ずしも適切と言えない又は本来は家庭や地域社会が担うべき業務(夏休み期間の高温時のプール指導、早朝等所定の勤務時間外に行う練習の指導、行事の過剰な準備等)の大胆な削減
- 文部科学省からのメッセージを活用した保護者や地域住民等との情報共有 等

(4)学校が作成する計画等の見直し

- 個別の指導計画・教育支援計画等について、複数の教師が協力して作成し共有化するなどの取組の推進
- 計画等の統合・整理・合理化、新たな課題に対する既存の各種計画の見直しの範囲内での対応 等

(5)教師の働き方改革に配慮した教育課程の編成・実施

- 標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画している場合における指導体制の整備状況を踏まえた精査 等

3. 学校の組織運営体制の在り方

(1)服務監督権者である教育委員会から所管の学校に対する取組の促進及び支援

- 校内の委員会等の合同設置や構成員の統一などを通じた業務効率化、校務分掌の包括的・系統的なグループ分け
- 業務の偏りの平準化のため、状況に応じた校務分掌の在り方の適時柔軟な見直し
- 主幹教諭等のミドルリーダーの活躍促進。単なる持ち回りでなく、校長が適材適所で主任を命じることの徹底。
- 管理職等の声がけや、教材の共有等による若手教師の支援
- 事務職員の専門性を生かせるよう、事務職員の校務運営への参画の一層の拡大 等

(2)各教育委員会における取組の推進

- 時間を軸にした総合的な学校組織マネジメントの確立に向けた、管理職に求められる能力の明確化、育成及び的確な評価
- 指導主事等による働き方改革の観点からのアドバイスの実施
- 庶務事務システムの導入や共同学校事務室の設置・活用などを通じた事務職員の質の向上や学校事務の適正化と効率的な処理、事務機能の強化
- 学校が多様な主体との連携や人材の確保を行うに当たり、学校の求めに応じて人材を配置するための人材バンクの整備 等

4. 学校における働き方改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ等

- 各教育委員会において、学校における働き方改革の方針を策定し、定期的に教育委員会会議や総合教育会議で議論することによる首長や他の行政部局との共通理解の促進、各学校の取組の進展状況を踏まえた必要な施策の推進 等

柴山文部科学大臣 冒頭あいさつ

- 世界からも評価の高い我が国の学校教育を持続可能なものとし、教師が子供たちの指導に使命感を持ってより専念できるように、先週の金曜日に中教審からいただいた答申を踏まえて、学校における働き方改革を強力に推進することが必要です。
- 学校の働き方改革はここからがスタートです。そのため、本日の第1回目「学校における働き方改革推進本部」の開催に当たり、まず私から配布させていただいた通り、答申を踏まえ働き方改革を強力に進める旨の「大臣メッセージ」を出させていただきました。
- 学校や教育委員会に「お任せ」ということでは残念ながら働き方改革は進まないと考えます。教師が教師でなければできないことに全力投球していただく。そのために、文部科学省がしっかりと役割を果たし、地域や保護者をはじめとする社会全体に対し、何が教師本来の役割であるのかというメッセージをしっかりと発信していく必要があります。例えば、働き方改革に関する動画メッセージを文部科学省のホームページにアップする、あるいはメディアの皆様ともしっかりと連携していく。こうしたことなど、文部科学省が学校と社会の連携の起点・つなぎ役としての役割をしっかりと前面に立って果たしていく必要があると考えております。
- また、本推進本部の本部員一人一人が手分けをしながら、各府省、教育関係団体、スポーツ・文化関係団体、経済団体などに対して、学校における働き方改革を推進するために対話をし、働きかける必要があります。
- さらに、来年度政府予算案を足がかりに、教職員定数の改善などの一層の条件整備を図るとともに、教育課程や教員免許などの教育制度も必要に応じて、大胆に緩和などの見直しをする必要があると考えております。
- 本推進本部の本部員におかれては、固定概念にとらわれずに、立場を超えて知恵を出し合うとともに、自らの職務権限を十二分に活かして働き方改革を推進し、教師や子供たち、保護者、あるいは地域の方々はその成果を実感できるよう、そして前向きに取り組んでいただけるように頑張ってくださいますよう、お願い申し上げます。以上です。

『家庭・地域の宝である子供たちの健やかな成長に向けて』 ～ 学校における働き方改革の実現～ 「文部科学大臣メッセージ」

1月25日、中央教育審議会から、学校における働き方改革の推進に係る提言をいただきました。これを受けて、文部科学省は学校が引き続き、質の高い教育を提供し続けられるよう取組を加速化してまいります。

今、学校現場では、教師の長時間勤務の深刻な実態があり、働き方改革は待ったなしの状況です。“子供たちのため”を合言葉に、これまで志ある教師たちがその使命感から、様々な社会の要請に応えてきましたが、過労死に至ってしまうような痛ましい事態もあり、ここで教師の働き方を変えなければなりません。働き方改革はこれからも、志高く能力のある方々が教師の道を選び、我が国の学校がさらに充実・発展するためにも不可欠になっています。

これはSociety 5.0といった変化の激しい時代を生きる子供たちに“たくましく生きる力”を育むためにも重要です。教師は本分である学習指導をはじめとする教育活動にこれまで以上に力を注ぐ必要があります。

こうした中で、朝早くからの登校指導や夜間・休日の見回り、勝つことだけを重視し長時間の練習を行う部活動、運動会等の過剰な準備など、必要な授業の準備時間が削られてまで教師が行うことでしょうか。“子供たちにとって真に必要なものは何か”、優先順位をつけて大胆に業務を減らし、家庭や地域の御協力を得ながら、社会全体で子供たちを育む体制が不可欠です。

皆さんの住む地域の学校で、教師たちが毎日子供たちの前でいきいきと教壇に立てるよう、力を合わせていきましょう。そして、これからも優秀な若者が教師になりたいと思えるよう、教師の仕事をより魅力的なものにしていきましょう。文部科学省としても、積極的な情報発信や関係者への働きかけ、教育制度の在り方の大胆な見直しや条件整備をしっかりと行うなど、全力を尽くして取り組んでまいりますので、是非、学校における働き方改革に御理解・御協力をお願いします。

平成31年(2019年)1月29日
文部科学大臣 柴山昌彦

第2回 学校における働き方改革推進本部 (平成31年3月18日)

教育委員会・学校の教職員の皆様へ ～学校における働き方改革の実現に向けて～

本年1月に中央教育審議会から、学校における働き方改革に関する答申を頂きました。

今の教師の働き方の深刻な状況について、その厳しさを一番実感しておられるのは皆様だと思います。“子供のため”を合い言葉に、志ある教師の皆様が、その使命感から様々な社会の要請に献身的に応え、これまでの学校教育を支えてきましたが、長時間勤務の中で疲弊し、時に過労死に至る痛ましい事態が生じている今、一刻も早く働き方を変えなくてはなりません。

何より働き方改革は教育の質を向上させるために必要です。Society 5.0といったこれまでにない激動の時代を生き抜く力を、子供たちに身に付けさせるため、教師自らが生活の質を豊かにして人間性や創造性を高め、効果的な教育活動を行うことが今回の働き方改革の目的です。これからも優秀な若者に教師を志してもらうためにも重要です。

文部科学省は、本答申を踏まえ、教職員定数の改善等の一層の条件整備をはじめとして、提言された施策に全力で取り組んでまいります。

その上で、働き方改革の推進には、教育委員会・学校の皆様との連携のもと、これまで以上に真剣に取り組むことが不可欠であるため、今回メッセージを出すことにしました。

<教育委員会の皆様>

教育委員会は、教育活動の充実のため、学校が最大限力を発揮できるように支える組織です。

このため、各担当部署がそれぞれ学校に対して指示しているようなものがあれば、全体として学校業務を俯瞰して、スクラップ・アンド・ビルドを行っていくことが不可欠です。

また、学校が子供と向き合う業務に集中するためには、家庭・地域の理解・協力を得ながら、業務の役割分担・適正化を図ることが必要です。他方、学校から地域や家庭に対し、「これは学校の仕事ではない」とは言いづらいものです。教育委員会が学校と関係機関、家庭や地域との連携の起点・つなぎ役として前面に立って、学校運営協議会制度や地域学校協働本部等の体制整備も含め、負担軽減につながる取組をお願いします。

さらに、首長部局にも働きかけ、ICT環境や人材確保等、必要な予算の確保に御尽力をお願いします。

<学校の教職員の皆様>

いつも子供たちのために御尽力いただいていることに感謝します。このたび、これまで学校や教師が担ってきた代表的な14の業務を始め、学校や教師が担うべき業務の考え方を示しました。教育委員会の支援を受けて、これを機に、学校業務の見直しをお願いします。

勤務時間を意識した働き方も重要です。限られた時間の中で子供たちへの効果的な指導を行うため、メリハリをつけた時間の使い方が大切です。是非、実践的な取組をお願いします。

校長等の管理職の皆様、組織マネジメントは管理職の重要な仕事です。これまで慣例的にやってきた業務も今一度見直しをお願いします。優先順位をつけて、必要性の低い業務は思い切ってやめること、家庭・地域との適切な役割分担を進めるために学校運営協議会の場等で話し合い、理解・協力を得ることも大切です。

私たち、教育に携わる者の目的は一つ、すべては子供たちのためです。

今、子供たちに真に必要な教育環境を確保するため、その在り方を見直す必要があります。

未来を担うのは子供たちです。こうした子供たちのため、我々みんなで取り組みましょう。子供たちへのより良い教育のための学校の働き方改革に御理解をいただき、是非御協力をお願いいたします。

平成31年(2019年)3月18日
文部科学大臣 柴山昌彦

「学校の働き方改革」公式プロモーション動画

～働き方改革の当事者と有識者 総勢10名のインタビューと政務三役からのメッセージ～

- ◆ 平成31年1月25日の「学校の働き方改革」に関する中央教育審議会答申を受けて、文部科学省は、学校関係者や保護者・地域の方々など社会全体に向けて、「学校の働き方改革」の趣旨・目的等を広く知って頂くため、公式プロモーション動画を制作し、公開しました。(17分03秒)
- ◆ 本動画は、公開後5日間で1万回以上、公開後約1か月で1.7万回以上、視聴されました。
- ◆ 各学校の学校運営協議会や地域学校協働活動、保護者説明会等の場や働き方改革についての研修等での活用を想定しています。複製可能なDVD形式で各教育委員会等に配布し、研修等での活用を促進してまいります。

【出演者】 ※出演順・敬称略

- 若江 眞紀 株式会社キャリアリンク代表取締役
工藤 祥子 神奈川過労死等を考える家族の会代表
菅田 浩之 北海道伊達市立伊達中学校サッカー部顧問・監督
高沢 正則 杉並区教育委員会学校支援課長
板倉 千鶴 神奈川県横浜市立北山田小学校長
妹尾 昌俊 学校業務改善アドバイザー
森谷 長功 あゆみ法律事務所弁護士
新井 紀子 国立情報学研究所 社会共有知研究センター長
長谷川 敦弥 株式会社LITALICO代表取締役社長
北山 禎介 三井住友銀行名誉顧問
中村 裕之 文部科学大臣政務官
浮島 智子 文部科学副大臣
柴山 昌彦 文部科学大臣



- ◆ 本動画はこちらからご覧ください。

【動画URL】 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/index.htm

【QRコード】



新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための環境整備 【2019年度予算】



I. 学校指導・運営体制の効果的な強化・充実

- 学校の指導体制の充実—教師の持ちコマ数軽減による教育の質の向上—
 - ▶ 小学校専科指導の充実（英語教育の早期化・教科化に伴う、一定の英語力を有し、質の高い英語教育を行う専科指導教員の充実（新学習指導要領への対応））・・・ +1,000人
 - ▶ 中学校生徒指導体制の強化・・・ +50人
- 学校の運営体制の強化—校長・副校長・教頭等の事務関係業務の軽減—
 - ▶ 学校総務・財務業務の軽減のための共同学校事務体制強化（事務職員）・・・ +30人
 - ▶ 主幹教諭の配置充実による学校マネジメント機能強化・・・ +30人

※ 教職員定数については、複雑化・困難化する教育課題への対応分を含め、合計で+1,456人の改善。

II. 教員以外の専門スタッフ・外部人材の活用



- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充・・・ 64.6億円 【SC:27,500校(+800校)】【SSW:10,000人(+2,500人)】
- スクール・サポート・スタッフの配置・・・ 14.4億円 【3,600人(+600人)】
※ 学習プリント等の印刷業務、授業準備の補助等、教師のサポート
- 中学校における部活動指導員の配置・・・ 10.1億円 【9,000人(+4,500人)】
- 理科の観察・実験の支援等を行う観察実験補助員の配置促進・・・ 2.0億円 【3,100校】
- いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究・・・ 0.1億円

III. 学校が担うべき業務の効率化及び精選



- 学校現場の業務改善を加速するための実践研究やアドバイザー派遣・・・ 1.0億円
- 都道府県単位での統合型校務支援システムの導入促進・・・ 1.3億円
- 地域と学校の連携・協働を通じた、登下校等の見守り活動の充実・・・ 1.2億円

4

教育の情報化の推進について

初等中等教育局情報教育・外国語教育課

新学習指導要領のポイント（情報活用能力の育成・ICT活用）

- 平成29年3月に小学校及び中学校、平成30年3月に高等学校の新学習指導要領を公示。
- 新学習指導要領を小学校は平成32年(2020年)度、中学校は平成33年(2021年)度から全面実施。高等学校は平成34年(2022年)度から学年進行で実施。

小・中・高等学校共通のポイント（総則）

- **情報活用能力を、言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け**

総則において、児童生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力(情報モラルを含む。)等の学習の基盤となる資質・能力を育成するため、各教科等の特性を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとすることを明記。【総則】

- **学校のICT環境整備とICTを活用した学習活動の充実に配慮**

総則において、情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実に配慮することを明記。【総則】

小・中・高等学校別のポイント（総則及び各教科等）

- **小学校においては、文字入力など基本的な操作を習得、新たにプログラミング的思考を育成**

各教科等の特質に応じて、児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動や、プログラミングを体験しながらコンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を計画的に実施することを明記。【総則】

- **中学校においては、技術・家庭科（技術分野）においてプログラミング、情報セキュリティに関する内容を充実**

「計測・制御のプログラミング」に加え、「ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミング」等について学ぶ。【技術・家庭科（技術分野）】

- **高等学校においては、情報科において共通必修科目「情報Ⅰ」を新設し、全ての生徒がプログラミングのほか、ネットワーク（情報セキュリティを含む）やデータベースの基礎等について学習**
「情報Ⅰ」に加え、選択科目「情報Ⅱ」を開設。「情報Ⅰ」において培った基礎の上に、情報システムや多様なデータを適切かつ効果的に活用し、あるいはコンテンツを創造する力を育成。【情報科】

小学校プログラミング教育の全面実施に向けた取組

新小学校学習指導要領において、新たに、プログラミングを体験しながらコンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を計画的に実施することを明記（小学校プログラミング教育必修化）。

2020年度からの全面実施に向け、計画的に準備していくことが必要

文部科学省、未来の学びコンソーシアムの主な取組

○「小学校プログラミング教育の手引」

小学校プログラミング教育の円滑な実施に向け、新学習指導要領や同解説で示している基本的な考え方などをわかりやすく解説

☞ http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1403162.htm

○「小学校を中心としたプログラミング教育ポータル」

官民協働の「未来の学びコンソーシアム」において、「小学校を中心としたプログラミング教育ポータル」を立ち上げ、プログラミング教育の具体的な指導事例等を掲載。また、パンフレットにおいて、教育委員会・学校における準備工程を例示

☞ <https://miraino-manabi.jp/>

○教員研修用教材

小学校プログラミング教育に関する教師個人の自習・研究や校内研修等に活用できる研修教材（映像教材・テキスト教材）等を作成（順次公開）

☞ http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1375607.htm

○未来の学び プログラミング教育推進月間（みらプロ）

2020年度の全面実施の前年度である2019年9月に、全国の小学校でのプログラミング教育の授業実施や教員研修等の取組を促進し、機運醸成を目指す月間を設定

☞ http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1413655.htm



学校のICT環境整備に係る地方財政措置

教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）

新学習指導要領においては、情報活用能力が、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記されるとともに、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において、積極的にICTを活用することが想定されています。

このため、文部科学省では、新学習指導要領の実施を見据え「2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を取りまとめるとともに、当該整備方針を踏まえ「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」を策定しました。また、このために必要な経費については、2018～2022年度まで単年度1,805億円の地方財政措置を講ずることとされています。

目標としている水準と財政措置額

- 学習者用コンピュータ 3クラスに1クラス分程度整備
- 指導者用コンピュータ 授業を担当する教師1人1台
- 大型提示装置・実物投影機 100%整備
各普通教室1台、特別教室用として6台
(実物投影機は、整備実態を踏まえ、小学校及び特別支援学校に整備)
- 超高速インターネット及び無線LAN 100%整備
- 統合型校務支援システム 100%整備
- ICT支援員 4校に1人配置

・1日1コマ分程度、
児童生徒が1人1
台環境で学習でき
る環境の実現



- 上記のほか、学習用ツール^(※)、予備用学習者用コンピュータ、充電保管庫、学習用サーバ、校務用サーバ、校務用コンピュータやセキュリティに関するソフトウェアについても整備

(※) ワードソフトや表計算ソフト、プレゼンテーションソフトなどをはじめとする各教科等の学習活動に共通で必要なソフトウェア

標準的な1校当たりの財政措置額

都道府県

高等学校費 434 万円 (生徒642人程度)

特別支援学校費 573 万円 (35学級)

市町村

小学校費 622 万円 (18学級)

中学校費 595 万円 (15学級)

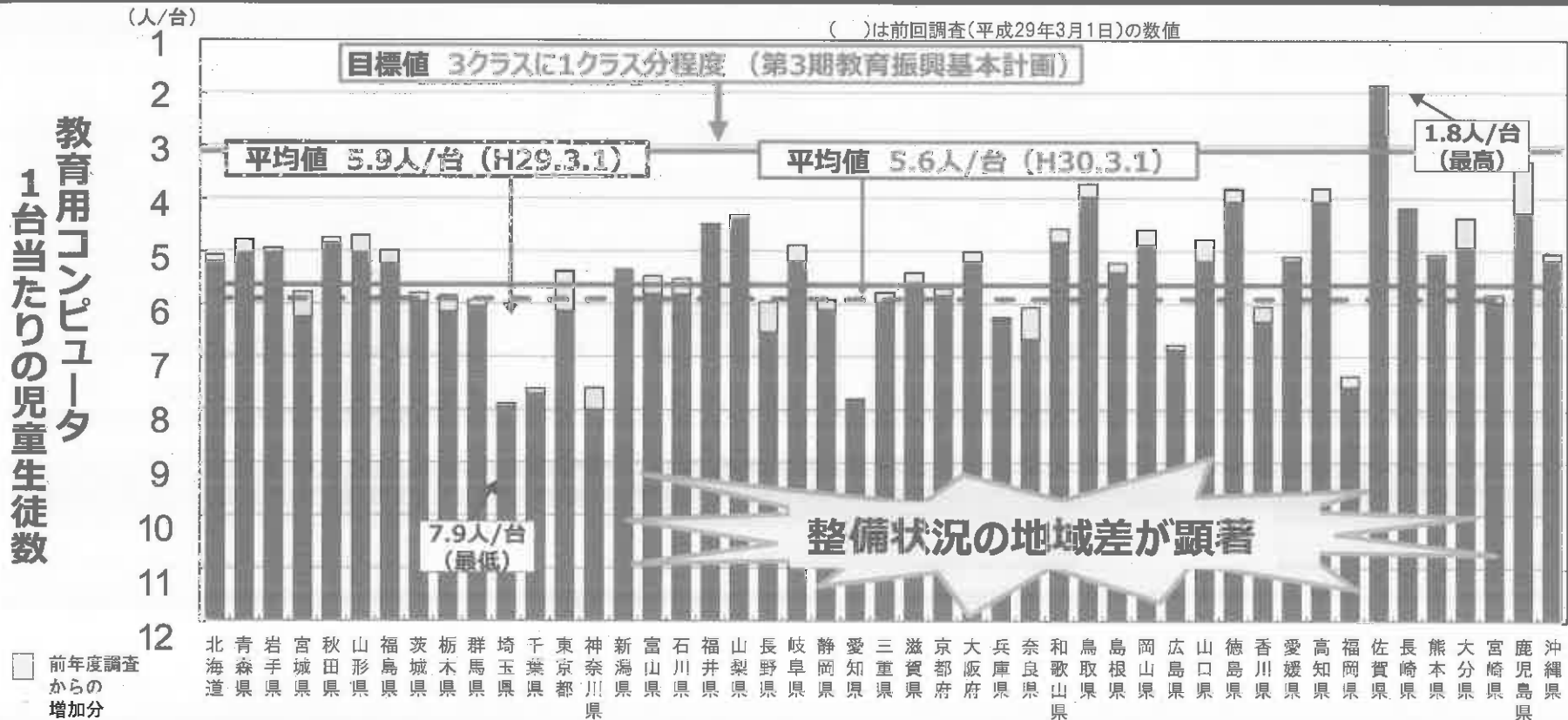
※上記は平成30年度基準財政需要額算定における標準的な所要額(単年度)を試算したものです。各自治体における実際の算定に当たっては、様々な補正があります。

学校のICT環境整備の現状（平成30(2018)年3月）

H30年3月1日現在

平成30(2018)～2022年度の目標

①教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数	5.6人/台 (5.9人/台)	(目標：3クラスに1クラス分程度)
②普通教室の無線LAN整備率	34.5% (29.6%)	(目標：100%)
普通教室の校内LAN整備率	90.2% (89.0%)	(目標：100%)
③超高速インターネット接続率（30Mbps以上）	91.8% (87.3%)	(目標：100%)
超高速インターネット接続率（100Mbps以上）	63.2% (48.3%)	
④普通教室の電子黒板整備率	26.8% (24.4%)	(目標：100% (1学級当たり1台))



ホームページでは全市町村別の状況を公開

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1408157.htm

(出典：学校における教育の情報化の実態等に関する調査 (平成30年3月現在))

遠隔教育の推進について

- 遠隔教育は、**教育の質を大きく高める手段**。
- 具体的には、学校同士をつないだ合同授業の実施や外部人材の活用、幅広い科目開設など、**教師の指導や子供達の学習の幅を広げることや、特別な支援が必要な児童生徒等にとって、学習機会の確保を図る観点から重要な役割を果たす。**

多様な人々とのつながりを実現する遠隔教育

海外の学校との交流学习



- 台湾の小学生と英語でコミュニケーションを取ったり、調べたことを発表し合ったりする（長崎県対馬市）

小規模校の課題解消に向けた合同授業



- 小規模校の子供たちが他校の子供たちと一緒に授業を受け、多様な考えに触れる機会をつくる（熊本県高森町）

教科の学びを深める遠隔教育

小学校におけるプログラミング教育



- 大学と接続し、導入で興味・関心を高めたり、質問したりする（岡山県赤磐市）

社会教育施設のバーチャル見学



- 教室にしながら社会教育施設を見学し、専門家による解説を聞く（大分県佐伯市）

高等学校における教科・科目充実型授業



- 特定の教科・科目の教師がいない学校に授業を配信し、開設科目の数を充実する（静岡県）

個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育

外国人児童生徒等への日本語指導



- 日本語指導が必要な児童と離れた学校の日本語教室を接続する（愛知県瀬戸市）

病気療養児に対する学習指導



- 病気療養児が、病室等で在籍校の授業を受ける（神奈川県）

遠隔教育の実践事例や指導のポイント、遠隔教育システムの利用における留意点等をまとめたガイドブックを作成し、文科省HPにて公開
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1364592.htm

5

新時代の学びを支える 先端技術活用推進方策(中間まとめ)について

初等中等教育局初等中等教育企画課
学びの先端技術活用推進室

新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（中間まとめ）【概要】

中間まとめ本体URL: http://www.mext.go.jp/a_menu/other/1413322.htm

目指すべき次世代の学校・教育現場



「子供の力を最大限引き出す学び」を実現するため、
ICTを基盤とした遠隔技術などの最適な先端技術を活用

- 良質な授業・コンテンツの提供
- 児童生徒の効果的な学びの支援
- 教師の経験知と科学的視点のベストミックス (EBPMの促進)
- 校務の効率化

学校外の様々な
人的リソースやコンテンツを
効果的に活用

教師が多くの児童生徒の
様子・意見を同時に把握

児童生徒の状況・様子を
データで可視化

ICTを基盤とした遠隔技術などの最適な先端技術を効果的に活用

【 ICTを基盤とした先端技術は教師本来の活動を置き換えるものではなく、
「子供の力を最大限引き出す」ために実証・検証していくもの 】

【公教育の役割】

各教科の
本質的理解

協働学習・学び合い

日本人としての
社会性・文化的価値観の醸成

- PISA2015において、各分野において平均得点が高い上位グループに位置し、全国学力・学習状況調査をみても、全国的な格差は小さい
- TALISによれば、教師の勤務時間は他国と比べて長い。また、学校のICT化が進んでいない現状

ハード上の課題

- ✓ 学校では教育用コンピュータや無線LANの整備は不十分
- ✓ 学校で使うための機器は、教師のニーズや働き方に照らして必要な機能は何か明確ではなく、高価

利活用上の課題

- ✓ どのような場面でどのような機器を利活用することが子供たちにとって効果的なのか明らかでない
- ✓ 異なる指標を使ってデータを収集しており、データの連結ができず、教育の質の向上に十分に活用されていない。
- ✓ セキュリティの確保やプライバシー保護の観点から、データの利活用が進んでいない。

このような課題を解決し、目指すべき次世代の学校・教育現場を実現するために、

- ① 遠隔教育の推進による先進的な教育の推進
- ② 教師・学習者を支援する先端技術の効果的な活用
- ③ 先端技術の活用のための環境整備

に係る方策（「新時代の学びを支える先端技術の活用推進方策」）を提示

【参考】文部科学省が目指す次世代の学校・教育現場（具体的イメージ）



① 遠隔教育の推進による先進的な教育の推進

＜遠隔教育のKPI設定＞ ※2019年3月現在 454自治体（全自治体の約25%）において遠隔教育を実施したいが実施できない学校がある
 遠隔教育を実施したいが、できていない学校の割合……………**2023年度 0%**（※初等中等教育段階の学校）

【推進施策1】 遠隔教育の連携先の紹介をはじめとした様々な支援・助言が受けられる環境の整備

詳細：本体P6

- 実施したいタイミングで、負担なくできるよう、遠隔教育を希望する学校が、他の学校や国公私立大学をはじめとした高等教育機関、民間企業等の相手先などを容易に探すことができるような支援や技術的助言等を得られるように、国公私立大学や様々な関係機関に協力を要請

【推進施策2】 「遠隔教育特例校」の創設を含めた、実証的取組の推進

詳細：本体P7

- 「遠隔教育システム導入実証研究事業」を通じた**実証事例の創出**
- 「遠隔教育フォーラム（仮）」の開催等を通じ、収集された**グッドプラクティス**を周知し、**全国における取組を促進**。
- 高等学校段階の病気療養中に生徒に対する遠隔教育の要件を緩和
- さらなる多様な展開を希望する地方公共団体等のニーズに対応することができるようにするため、**中学校における新たな特例校制度（遠隔教育特例校制度（仮））**を創設し、実証的取組を行う。（2019年度に特例校を認定・取組開始）

【推進施策3】 遠隔教育を実施するための基盤として、「SINET」の初等中等教育への開放

詳細：本体P13

② 教師・学習者を支援する先端技術の効果的な活用

- 右記の整理に基づいて、先端技術を活用するにあたって、**どのような場面で使うことが効果的なのか**について整理した**基本的な考え方**等について今後整理。

詳細：本体P9

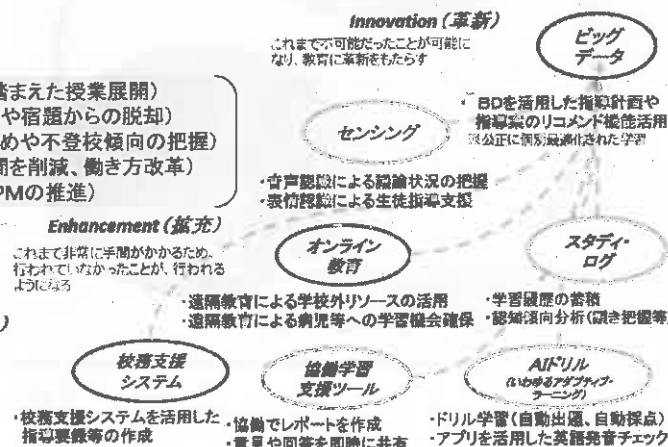
- 授業改善支援（理解度や関心を踏まえた授業展開）
- 基礎定着支援（全員一律のドリルや宿題からの脱却）
- 生活支援（体調や人間関係、いじめや不登校傾向の把握）
- 校務支援（必要な書類作成の手間を削減、働き方改革）
- 政策改善（データに基づいたEBPMの推進）

Enhancement (拡充)

これまで非常に手間がかかるため、行われていなかったことが、行われるようになる

Simplification (簡略化)

これまで手間がかかっていたことが、より簡単・便利にできるようになる



③ 先端技術の活用のための環境整備

【推進施策1】世界最高速級の学術通信ネットワーク「SINET」の初等中等教育への開放

（付後164） 詳細：本体P13

今後、希望する初等中等教育段階の学校が「SINET」を利用できる環境の整備に向け、「SINET」の活用モデルを、5月末までに検討・提示。

【推進施策2】パブリッククラウドの利活用に向けた「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の在り方の検討

詳細：本体P16

（見直しの方向性）

- クラウドの活用を前提（クラウド・バイ・デフォルト）とした記述の検討
- ネットワーク構築の在り方について、より柔軟なセキュリティ確保モデルの提示
- 児童生徒にデータ等を送迎することを念頭に置いた「情報資産分類」の見直し

※ 必要に応じ総務省等と連携し、夏頃を目途に改訂

【推進施策3】安価な環境整備に向けた具体策の検討・提示

詳細：本体P18

ICT活用教育アドバイザーのこれまでの経験等をもとに、学校設置者に対し、環境整備に係る費用を低減する具体的モデルを例示

※ 経済産業省をはじめとした関係省庁と連携しながら検討併せて、民間企業等にも、学校へのハードやサービスの提供モデルの大幅転換を期待。

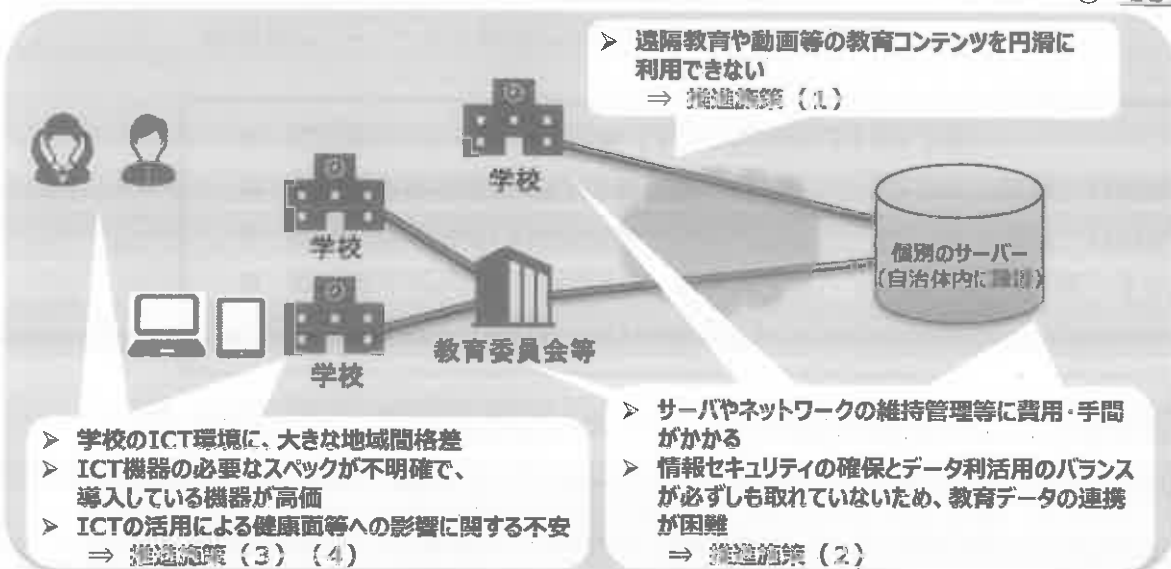
【推進施策4】学校のICT環境の現状・課題を踏まえた関係者の専門性を高める取組の推進

詳細：本体P19

- 市町村ごとの整備状況や地方財政措置状況等を「見える化」。
- 「ICT活用教育アドバイザー」による市町村担当者などを対象とした説明会開催や常時相談体制整備、また、具体的な内容に関する手引きの最新版を公表。
- 独立行政法人教職員支援機構による、各地域でのICT活用に関する指導者の養成研修の実施
- 「教育の情報化に関する手引」を夏頃を目途にまとめ、教員へよりわかりやすく具体的なICT活用の方策の提示。
- ICT機器の活用による健康面への影響についての調査研究の実施。

※ 併せて、文部科学省は、

- 「全国ICT教育首長協議会」と連携し、全国の首長への強力な協力要請
- 各種調査等のオンライン化や各種会議の遠隔システムの利用促進による、教育行政からのICT必須化（ICTの効果的な活用）を通じて、自治体や学校がICTを日常的に利活用する素地を醸成。



学校のICT環境整備の実態

遠隔教育
の推進

先端技術
の活用

環境整備

※本体P11抜粋

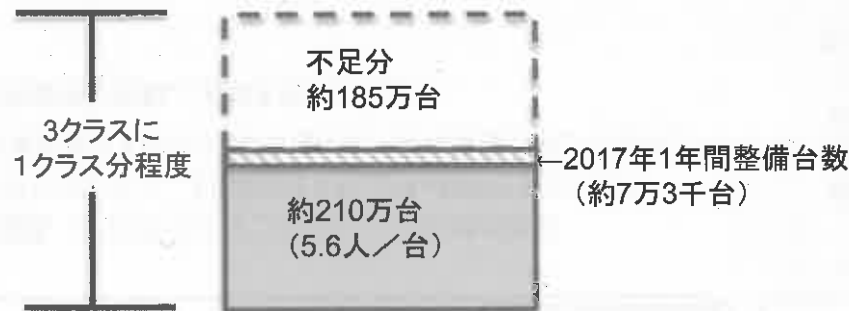
□ 学校のICT環境が脆弱であること、地域間格差があることは危機的な状況。

学校ICT環境整備の現状 (2018年3月)

※ 最高/最低は、都道府県の値

■ 教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数	5.6人/台 (目標: 3クラスに1クラス分程度)	<最高1.8人/台/最低7.9人/台>
■ 普通教室の無線LAN整備率	34.5% (目標: 100%)	<最高68.6%/最低9.4%>
■ 統合型校務支援システムの整備率	52.5% (目標: 100%)	<最高96.1%/最低1.4%>
■ 超高速インターネット接続率 (100Mbps以上)	63.2%	<最高87.5%/最低17.5%>

教育用コンピュータの整備に係る現状 (2018年3月)



※ 「2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を踏まえ、「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018~2022年度)」を策定し、2018~2022年度まで単年度1,805億円の地方財政措置が講じられているが、十分に活用されていない。
このような現状を打破するためには、あらゆる手立てを講じて、確実に自治体で整備を進めることが必要。

□ 全国の自治体における学校ICT環境整備の現状と課題について調査。

2019年2~3月実施。対象は、教育委員会。速報値。
回答数: 2019年3月現在 1,812自治体 (約99%)

✓ 教育部局として整備を検討したことがあるが、 <u>予算要望に至っていない</u>	187自治体/1,812自治体 (約10.3%)
【主な理由】	
・ 教育部局で他に優先している事項がある	81自治体 (約43.3%)
・ 自治体全体の財政状況を鑑みて自ら断念している	61自治体 (約32.6%)
・ 何をどのような順で整備すべきか要望内容がわからない	23自治体 (約12.3%)
✓ 教育部局から財政部に予算要望をするも、 <u>実際予算が認められていない</u>	377自治体/1,812自治体 (約20.8%)
✓ 予算は措置されているが、 <u>実際の整備に課題がある</u>	344自治体/1,812自治体 (約19.0%)
【主な理由】	
・ 必要な機器の整備コストが高い	270自治体 (約78.5%)
・ 何をどのように調達していけばよいかわからない	41自治体 (約11.9%)

【推進施策 1】世界最高速級の学術通信ネットワーク 「SINET」の初等中等教育への開放

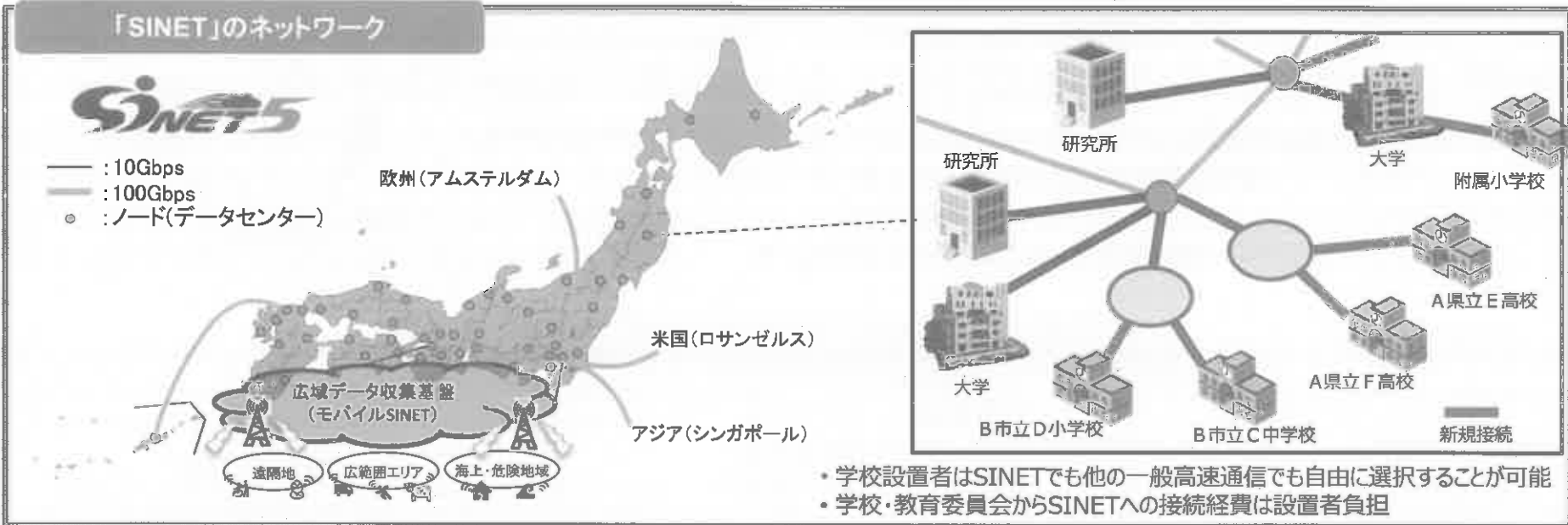
課程教育
の推進

先進技術
の活用

環境整備

※本体P13抜粋

- ✓ 「SINET」とは、国立情報学研究所（NII）が構築・運用する高等教育を対象とした日本全国の国公私立大学、公的研究機関等を結ぶ **世界最高速級（100Gbps）の通信インフラ**。
- ✓ これまで高等教育機関等が教育研究用として利用してきたところ、**希望するすべての初等中等教育機関でも利用できる**ようにする。



■ メリットと具体的な活用方策

- 遅延や通信遮断などがないストレスフリーな高速通信
 - ・ **高品質の遠隔教育、全国規模でのCBTの実施等**
- パブリッククラウドと直結した機密性の高い安定的通信
 - ・ 機密性の高い**データ保存**
 - ・ 動画やデジタル教材など多様な**教育コンテンツのスムーズな活用**
- 初等中等教育と高等教育等との交流・連携強化
 - ・ **地理的要因を問わず、費用・時間コストを低減した教育機会の提供**
 - ・ **国立大学をはじめとする大学の学術研究のアウトリーチ**（初等中等教育における活用）
 - ・ 大学・研究機関等における**教育・学術研究への貢献**

初等中等教育の様々な局面で全国的なネットワーク活用を進めることで、**自治体等による学校ICT環境整備全般を促進**

初等中等教育と高等教育との交流・連携ネットワーク基盤として機能

■ 今後、希望する初等中等教育段階の学校が「SINET」を利用できる環境の整備に向け、「SINET」の活用モデルを、6月末までに検討・提示。

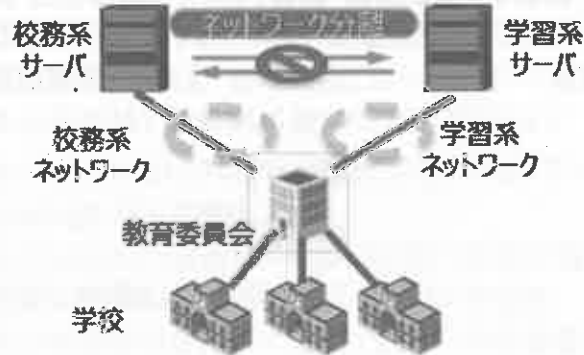
【推進施策2】パブリッククラウドの利活用に向けた「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の在り方の検討

適期教育
の推進

先端技術
の活用

環境整備

※本体P16抜粋



※ 校務系サーバ：成績や指導記録等、児童生徒がアクセスすることが想定されていない情報を取り扱うサーバ

学習系サーバ：児童生徒のワークシート、作品など、教員や児童生徒がアクセスすることが想定されている情報を取り扱うサーバ

※ 総務省の「地方公共団体の情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を踏まえて策定

■ 「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」

学校への不正アクセス事案が発生していることを受けて、学校現場ならではの特徴（子供が日常的に情報システムにアクセスすること等）を考慮した情報セキュリティを確立する必要性が高まり、2017年10月にガイドラインを策定した。

- ✓ 機微な児童生徒の情報を扱う「校務系システム」を、不正アクセス等からの安全性を確保するため、「校務系システム」と「学習系システム」の通信経路を遮断することされている
- ✓ また、学校が保有する情報資産の分類において、学習記録や成績情報等の多くの情報が、教職員以外がアクセスできない情報として位置付けられている
- ✓ 強固な情報セキュリティの確保を実現できる一方で、サーバやネットワークの維持管理等に費用・手間がかかること、様々な教育データの連携が困難であることといった課題もある

・技術革新の進展による、セキュリティを担保したクラウドの登場 ・教育データの利活用による指導の充実の必要性の高まり



※ 学校現場におけるクラウド活用の有用性等については、総務省の「教育現場におけるクラウド活用の推進に関する有識者会合」において、検討が行われているところ

■ 今後の方向性（クラウド活用の推進）

＜クラウド活用による主なメリット＞

- ★ 様々な教育用コンテンツの柔軟な利用
- ★ 自前のサーバが不要であり、その維持管理等に関するコストを削減
- ★ 専門的な事業者が運営するセキュアな環境下におけるデータ管理
- ★ 十分な帯域を確保した通信ネットワークと接続することで、動画などの大容量データの活用が円滑化 など

■ 「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」見直しの検討 ※必要に応じ総務省等と連携し、夏頃を目途に改訂

（方向性）

- ✓ クラウドの活用を前提（クラウド・バイ・デフォルト）とした記述の検討
- ✓ ネットワーク構築の在り方について、より柔軟なセキュリティ確保モデルの提示
- ✓ 児童生徒にデータ等を還元することを念頭に置いた「情報資産分類」の見直し

- ✓ ICT機器等の必要な**スペックや調達方法等、あらゆる見直しにより費用を低減できる余地。**
- ✓ 予算増だけで学校ICT環境整備を加速することは既に限界。**安価に広く展開するモデル**が必要。

■ ICT活用教育アドバイザーのこれまでの経験等をもとに、学校設置者に対し、環境整備に係る費用を低減する**具体的なモデル**を例示

※ **経済産業省をはじめとした関係省庁と連携しながら検討**
併せて、**民間企業等にも、学校へのハードやサービスの提供モデルの大幅転換を期待。**

ICT環境整備のモデル例

- ◎ 調達方法
 - ・ **自治体を越えた共同調達**による大量一括購入によるディスカウント
 - ・ ハード、OS、アプリ、保守、サービスを**分離して調達**することによる柔軟性
 - ・ **メーカー等からの直接購入**によるコストダウン
- ◎ システム設計
 - ・ **パブリッククラウドの活用**による端末のコストダウン、サーバーの削減
 - ・ 公衆網のほか、「SINET」やLTE、5Gなど**接続方法の選択肢の多様化**
 - ・ **CBT（オンラインでの学力調査）等も見据えたボトルネックのない環境の構築**
- ◎ 教育用コンピュータ端末等各種機器
 - ・ 必要な**ソフトウェアの厳選**
 - ・ セキュリティをネットワーク側で担保することによる、**個々の端末側での過大なセキュリティの削減**
 - ・ 海外より割高なものの、教育用コンピュータについて**1台5万円弱**からのラインアップを見据えた相場感を提示
 - ・ 保守・サービス等についても可能な限り相場観を提示

【推進施策4】学校のICT環境の現状・課題を踏まえた関係者の専門性を高める取組の推進

過剰教育
の推進

先端技術
の活用

環境整備

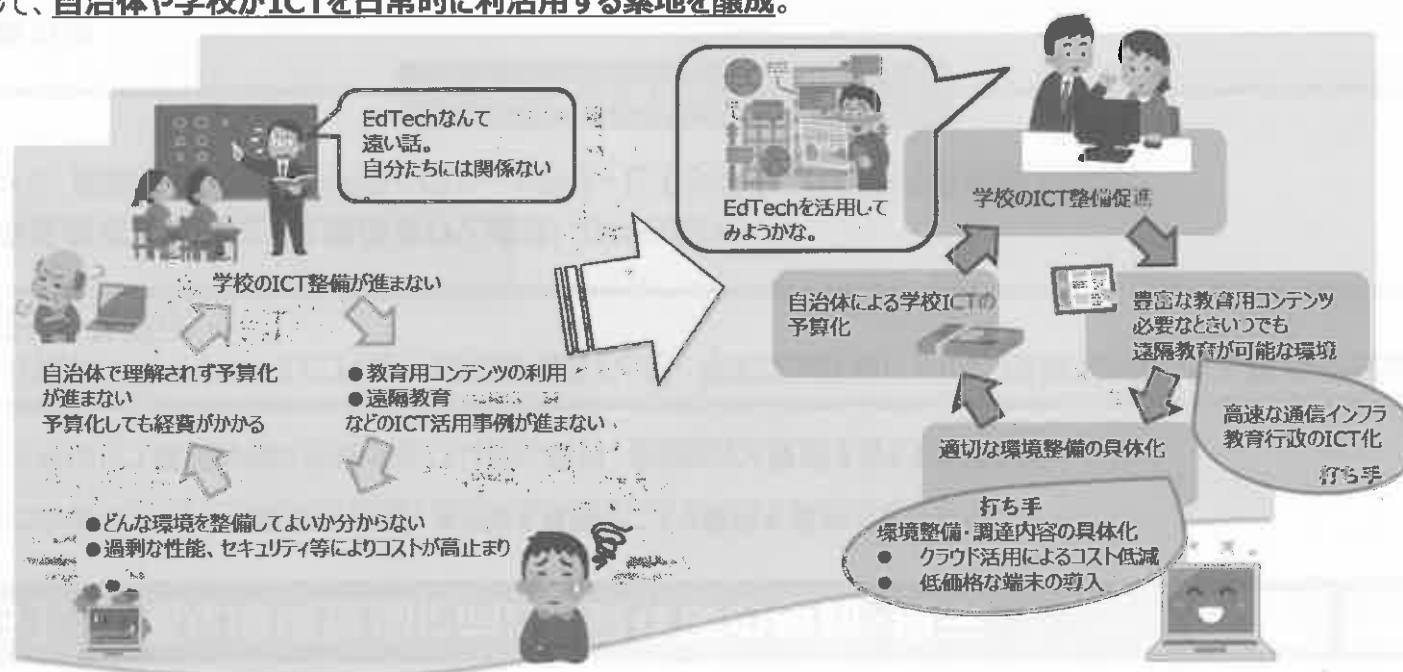
※本体P19抜粋

- ✓ ICT環境整備の可及的速やかな促進に向けて、適切な環境整備の方策（推進施策1～3）を提示しつつ、関係者（首長部局、教育委員会、学校等）が、学校現場のICT環境の現状・課題を適確に把握し、ICTを効果的に活用するための知識・知見を高めていくことが必要。

- 市町村ごとの整備状況や地方財政措置状況等を「見える化」。
- 「ICT活用教育アドバイザー」による市町村担当者などを対象とした説明会開催や常時相談体制整備、また、具体的な内容に関する手引きの最新版を公表。
- 独立行政法人教職員支援機構による、各地域でのICT活用に関する指導者の養成研修の実施
- 「教育の情報化に関する手引」を夏頃を目途にまとめ、教員へよりわかりやすく具体的なICT活用の方策の提示。
- ICT機器の活用による健康面への影響についての調査研究の実施。

※ 併せて、文部科学省は、

- 「全国ICT教育首長協議会」と連携し、全国の首長への強力な協力要請
- 各種調査等のオンライン化や各種会議の遠隔システムの利用促進による、**教育行政からのICT必須化**（ICTの効果的な活用）を通じて、**自治体や学校がICTを日常的に利活用する素地を醸成**。



6

幼児教育の無償化について

初等中等教育局幼児教育課

幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要

平成30年12月28日 関係閣僚合意

1. 総論

- 「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」を踏まえ、次期通常国会への子ども・子育て支援法改正法案の提出に向けて検討
- 幼児教育の無償化の趣旨 → 幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性

2. 対象者・対象範囲等

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化
 - ※ 新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化
 - ※ 開始年齢…原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化
 - ※ 各種学校については、幼児教育を含む個別の教育に関する基準はなく、多種多様な教育を行っており、また、児童福祉法上、認可外保育施設にも該当しないため、無償化の対象外。上記以外の幼児教育を目的とする施設については、乳幼児が保育されている実態がある場合、認可外保育施設の届出があれば、保育の必要性のある子供については無償化の対象
 - ※ 保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。3～5歳は施設による実費徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）
- 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

(2) 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化
 - ※ 保育の必要性の認定…2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）
 - ※ 預かり保育は子ども・子育て支援法の一時的預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督

(3) 認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化
 - ※ 認可外保育施設のほか、一時的預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象
 - ※ 上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象
 - ※ 都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定
- 0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

- 認可外保育施設等における質の確保・向上に向けて以下の取組を実施
 - ・ 児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等
(①届出対象である認可外保育施設の範囲の明確化と周知、②認可施設への移行支援、③ベビーシッターの指導監督基準の創設等)
 - ・ 給付の実施主体となる市町村における対象施設の把握、給付に必要な範囲での施設への関与等について必要な法制上の措置
 - ・ 都道府県と市町村の間の情報共有等の強化のための方策
 - ・ 5年間の経過措置について、法施行後2年を目途に見直す旨の検討規定
 - ・ 6. の協議の場での議論を踏まえ、地方自治体の実情に応じた柔軟な対応を可能とすることも含め、必要な措置を検討

3. 財源

(1) 負担割合

- 財源負担の在り方：自治体の負担軽減に配慮しつつ国と地方で適切な役割分担が基本。消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保
- 負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等10/10

(2) 財政措置等

- 初年度の取扱い：初年度（2019年度）に要する経費を全額国費で負担
- 事務費：初年度と2年目を全額国費。認可外保育施設等の5年間の経過措置期間に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置
- システム改修費：平成30年度・平成31年度予算を活用して対応

4. 就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについて、利用料を無償化
- 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

5. 実施時期

- 2019年10月1日

6. その他

- 国と地方自治体のハイレベルによる協議の場を設置。加えて、引き続き、自治体の事務負担軽減等に向けた検討
- 支払方法：新制度の対象施設… 現物給付を原則。未移行幼稚園… 市町村が実情に応じて判断（現物給付の取組を支援）
認可外保育施設等… 償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることも可
- 今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げが行われないう、周知徹底

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案の概要

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずる。

概要

1. 基本理念における「経済的負担の軽減」の追加

子ども・子育て支援の内容及び水準について、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加する。

※ 既に現行法に基づく個人給付の対象となっている認定こども園、幼稚園、保育所等については、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

※ 就学前の障害児の発達支援についても、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

2. 子育てのための施設等利用給付の創設

(1) 対象施設等を利用した際に要する費用の支給

市町村は、①の対象施設等を②の支給要件を満たした子供が利用した際に要する費用を支給する。

①対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設(※)、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものを対象とする。

※ 認可外保育施設については、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすものに限るが、5年間は届出のみで足りる経過措置を設ける(経過措置期間内において、市町村が条例により基準を定める場合、対象施設をその基準を満たす施設にできることとする)。

②支給要件 以下のいずれかに該当する子供であって市町村の確認を受けたものを対象とする。

- ・ 3歳から5歳まで(小学校就学前まで)の子供
- ・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子供

(2) 費用負担

・ 本給付に要する費用は、原則、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担する。

※ 平成31年度に限り、地方負担部分について全額国費により補填するため、必要な規定を設ける。

(3) その他

- ・ 市町村が適正な給付を行うため、対象施設等を確認し、必要に応じ報告等を求めることができる規定を設ける。
- ・ 差押え、公租公課の禁止、給付を受ける権利に係る時効等の規定を設ける。
- ・ 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)等の関係法律について、所要の改正を行うとともに、経過措置について定める。

施行期日

平成31年10月1日 (一部の規定については、公布の日から施行)

7

高等学校教育改革について

初等中等教育局参事官(高等学校担当)

Society 5.0の社会像・求められる人材像、学びの在り方

(Society 5.0に向けた人材育成に係る大臣懇談会の議論を踏まえて)

Society 5.0の社会像

A I 技術の発達 ⇒定型的業務や数値的に表現可能な業務は、A I 技術により代替が可能に
⇒産業の変化、働き方の変化

日本の課題

A I に関する研究開発に人材が不足、少子高齢化、
つながりの希薄化、自然体験の機会の減少

人間の強み

現実世界を理解し意味づけできる感性、倫理観、
板挟みや想定外と向き合い調整する力、責任をもって遂行する力

Society 5.0における学びの在り方、求められる人材像

A I 等の先端技術が教育にもたらすもの ⇒**学びの在り方の変革へ**

(例) ・スタディ・ログ等の把握・分析による学習計画や学習コンテンツの提示

・スタディ・ログ蓄積によって精度を高めた学習支援(学習状況に応じたコンテンツ提供、学習環境マッチング等)

学校が変わる。学びが変わる。 ⇒Society5.0における学校(「学び」の時代)へ

- ・一斉一律授業の学校 →読解力など基盤的な学力を確実に習得させつつ、個人の進度や能力、関心に応じた学びの場へ
- ・同一学年集団の学習 →同一学年に加え、学習到達度や学習課題等に応じた異年齢・異学年集団での協働学習の拡大
- ・学校の教室での学習 →大学、研究機関、企業、NPO、教育文化スポーツ施設等も活用した多様な学習プログラム

共通して求められる力：文章や情報を正確に読み解き対話する力

科学的に思考・吟味し活用する力

価値を見つけ生み出す感性と力、好奇心・探求力

新たな社会を牽引する人材：技術革新や価値創造の源となる飛躍知を発見・創造する人材

技術革新と社会課題をつなげ、プラットフォームを創造する人材

様々な分野においてA I やデータの力を最大限活用し展開できる人材 等

Society 5.0に向けて取り組むべき政策の方向性

(新たな時代を豊かに生きる力の育成に関する省内タスクフォースにおける議論の整理)

＜求められる人材像、
学びの在り方＞

学びの在り方の
変革

共通して求め
られる力の育
成

新たな社会を
牽引する人材
の育成

＜現状・課題等＞

【すべての学びの段階】

- 基盤的な学力を確実に定着させながら、他者と協働しつづき自ら考え抜く自立した学びが不十分。

【小・中学校】

- OECD/PISAでも高い到達水準。
- 他方で、家庭環境、情報環境の変化のなかで、文章や情報の意味を理解し思考する読解力に課題との指摘。
- 貧困の連鎖を断ち切り、すべての子供達にSociety5.0時代に求められる基礎的な力を確実に習得させる必要。

【高等学校】

- 普通科7割(80万人)・専門学科等3割(30万人)。
- 普通科は文系7割(50万人)といった実態があり、多くの生徒は第2学年以降、文系・理系に分かれ、特定の教科については十分に学習しない傾向。
※例えば普通科全体のうち「物理」履修者は2割(14万人)
- 学年にとらわれない多様な学び(高等教育機関や産業界等との連携)の可能性。

【高等学校卒業から社会人】

- 四年制大学は、人・社系5割(30万人)、理工系2割(12万人)、保健系1割、教育・芸術系等2割。
※諸外国は、理工系にドイツ約4割、フィンランド・韓国等約3割
- 教育におけるSTEAMやデザイン思考の必要性。
※STEAM=Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics

＜取り組むべき政策の方向性＞

I 「公正に個別最適化された学び」を実現する多様な学習の機会と場の提供

II 基礎的読解力、数学的思考力などの基盤的な学力や情報活用能力をすべての児童生徒が習得

III 文理分断からの脱却



Ⅲ. 文理分断からの脱却

○文理両方を学ぶ高大接続改革

- 様々な学問分野において必要となる、確率・統計や基礎的なプログラミング、理科と社会科の基礎的分野を必修とする新しい学習指導要領を確実に習得させるとともに、微分方程式や線形代数・ベイズ統計、データマイニングなど、より高度の内容を学びたい生徒のための条件整備等を行い、文理両方を学ぶ人材を育成する。

→WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアムの創設

- AP（アドバンスド・プレースメント）も含む高度かつ多様な内容を、個人の興味・特性等に応じて履修可能とする学習プログラム/コースをWWLコンソーシアムとして創設（高校生6万人あたり1か所を目安に、各都道府県で国公私立高校・高専等を拠点校として整備）
- 海外提携校等への短期・長期留学を必修化し、海外からハイレベル人材を受け入れ、留学生と一緒に英語での授業・探究活動等

- 高校における文理分断の改善、社会のニーズ及び国際トレンド等を背景に、今後多くの学生が必要とするSTEAMやデザイン思考などの教育が十分に提供できるよう、大学による教育プログラムの見直しを促進する。
：学生が共通的に学ぶリベラルアーツと学生が選択する人社系、STEAM系、保健系等の専門分野について、学部を超えて提供される構造へと変化。
- STEAM系を専攻するAIのトップ人材や専門人材を育成するとともに、文理両方を学ぶことにより必要なAIに関する素養を身に付けた人社系等を専攻する人材を育成する。また、大学のみならず高専や専門学校においてAIの専門人材を育成する。

→AI等の高度専門人材の育成

- 全学的な数理・データサイエンス教育の拡大・強化（拠点整備、標準カリキュラム等）等

→産学連携による実践的教育の実施と専門人材の育成

- 産学連携による実践的教育プログラムの開発・実施、産業界からの投資を呼び込むインセンティブ 等

○地域の良さを学びコミュニティを支える人材の育成

- 高校と、地元の自治体、高等教育機関、産業界と連携したコースで、例えば福祉や農林水産、観光などの分野が学習できるよう環境整備等を行い、地域人材の育成を推進する。

→地域³高校※（地域キュービック高校）の創設 ※地域の、地域による、地域のための高校

- 高校と地元市町村・高等教育機関・企業・医療介護施設・農林水産業等のコンソーシアムを構築し、探究的な学び等を通じ、地域に関する産業や文化等に関する特色ある科目（例：観光学）を必ず履修させるなど、生徒が「やりたいこと」を見つけられる教育機関へ転換
- コミュニティ・スクールである都道府県立高校において、市町村長又は市町村教育長等を学校運営協議会の委員とすることを努力義務化し、都道府県と市町村の連携を促進



Society 5.0に向けたリーディング・プロジェクト

WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業（2019年度新規）

事業概要 これまでのスーパーグローバルハイスクール（SGH）事業などの取組の実績を活用

◆ 将来、イノベティブなグローバル人材を育成するため、高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が協働し、高校生へより高度な学びを提供する仕組みを構築するとともに、テーマ等を通じた高校生国際会議の開催等や高等学校のアドバンスト・ラーニング・ネットワークの形成により、WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアムにおける拠点校を目指す。

- ◆ 委託事業：委託先（都道府県市教育委員会、国立大学法人、学校法人：管理機関）
- ◆ 対象学校：国公私立高等学校及び中高一貫教育校（研究開発の対象は小・中学校からも可能）
- ◆ 指定期間：原則3年（3年目の評価に応じて延長可）
- ◆ 指定校数：10校程度（幹事校1校程度）
- ◆ 支援金額：年間経費支援額は1000万円程度/件（研究開発内容や対象生徒など規模に応じて）

Society 5.0に向けた人材育成

文理分断からの脱却 文理両方を学ぶ高大接続改革

大学教育の先取り履修を単位認定する取組なども含めた高度かつ多様な科目内容を、生徒個人の興味・関心・特性に応じて、履修可能とする高校生の学習プログラム/コースを「WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム」として創設する。高校生6万人あたり1か所を目安に、各都道府県で国公私立高校等を拠点校として整備し、すべての高校生が選抜を経てオンライン・オフラインで参加可能とする。これにより、国内外のトップ大学等にも入学できるようなグローバル・イノベティブ人材を育成する。また、海外からのハイレベル人材を受け入れ、日本人高校生と留学生と一緒に英語での授業・探究活動等を履修することとする。

「Society 5.0に向けた人材育成 ～社会が変わる、学びが変わる～」
文部科学大臣懇談会報告書（2018年6月5日）より

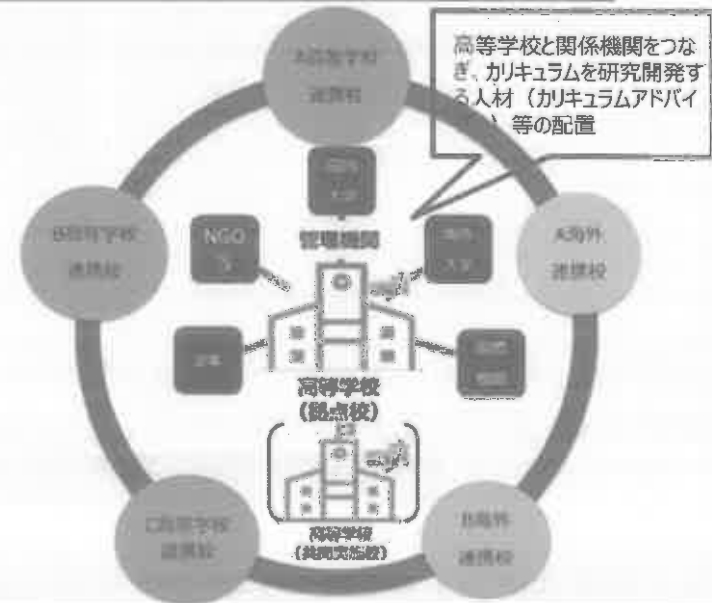
具体的な取組（例）

- ✓ グローバルな社会課題研究（SDGs、経済、政治、教育、芸術等のテーマ）のカリキュラム開発。
- ✓ 外国語や社会科学等の複数の教科を融合し、テーマと関連した融合科目「グローバル探究」等の学校設定教科・科目の設定。
- ✓ テーマと関連した国内外の高校生が参加する「高校生国際会議」等の日本開催。
- ✓ 短期・長期留学や海外研修をカリキュラムの中に体系的に位置づけ。
- ✓ 海外からのハイレベル人材を受け入れ、日本人高校生と留学生と一緒に授業・探究活動等を履修。
- ✓ 大学教育の先取り履修を単位認定する取組（科目等履修生制度を活用）など高大接続による高度かつ多様な科目内容のプログラムを用意。
- ✓ コミュニケーション能力を重視した外国語（複数外国語含む）の先進的な授業を実践。
- ✓ ICTの活用による海外との連携の強化。
- ✓ 国内外の高校とのネットワークの構築。
- ✓ 外国語によるテーマと関連した課題研究論文を作成。
- ✓ 教員研修、セミナー等の実施。



【世界高校生水会議2018年7月】

アドバンスト・ラーニング・ネットワークのイメージ



国際会議の開催等により、プロジェクトが効果的に機能するよう高校間のネットワークを形成

今後5年間ほどでアドバンスト・ラーニング・ネットワークを形成した拠点校を全国に50校程度配置し、将来的にWWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアムへとつなげる

地域との協働による高等学校教育改革推進事業

2019年度予算額 251百万円(新規)



新高等学校学習指導要領を踏まえ、Society5.0を地域から分厚く支える人材の育成に向けた教育改革を推進するため、「経済財政運営と改革の基本方針2018」や「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」に基づき、高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組を推進することで、地域振興の核としての高等学校の機能強化を図る。

高校生と地域課題のマッチングを効果的に行うためのコンソーシアムを構築



標準システムを踏まえつつ、地域の実情や人材ニーズに合わせた取組を展開

【プロフェッショナル型】
〈専門学科中心10校程度〉

地域の産業界等との連携・協働による実践的な職業教育を推進し、地域に求められる人材を育成

～特徴・取組例～

- ・地域の特産物の付加価値を高め安定的な食料生産により地域の発展を担う人材を育成
- ・ものづくりに関する専門的な技術を身に付け、現場産業を支える人材を育成 など

【地域魅力化型】
〈普通科中心20校程度〉

地域課題の解決等を通じた学習を各教科・科目や学校設定科目等において体系的に実施するためのカリキュラムを構築し、地域ならではの新しい価値を創造する人材を育成

～特徴・取組例～

- ・地域との連携に係る教科横断的な単位を設定
- ・衰退しつつある地域の振興方策を地域との連携により研究・実践 など

【グローバル型】
〈学科共通20校程度〉

グローバルな視点を持ってコミュニティーを支える地域のリーダーを育成。

～特徴・取組例～

- ・グローバルな社会課題研究のカリキュラム研究開発
- ・海外研修等カリキュラムの中に体系的に位置づけ
- ・海外からの留学生を受け入れるなど外国人生徒と一緒に授業・探究活動等を履修
- ・コミュニケーション能力を重視した外国語 (複数外国語含む) の先進的な授業を実践 など

高等学校教育改革

《「学力の3要素」の確実な育成》

✓教育課程の見直し

- 2016年12月答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策について」
- 高等学校学習指導要領を改訂（育成すべき資質・能力を踏まえた教科・科目等の見直し）（2018年3月）

✓学習・指導方法の改善と教師の指導力の向上

- 高等学校学習指導要領を改訂（「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」の視点からの授業改善の推進）（2018（平成30）年3月）
- 2015（平成27）年12月答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」
- 「教育公務員特例法等の一部を改正する法律案」（教育公務員特例法、教育職員免許法、教員研修センター法の一括改正）が成立（2016（平成28）年11月）

✓多面的な評価の推進

- 「高校生のための学びの基礎診断」の認定基準を策定し、この基準により測定ツールを認定・公表（2018年12月）
- 「キャリア・パスポート（仮称）」の調査研究を実施（2017年度から）
- 高校学習指導要領の改訂を踏まえ、指導要録参考様式を見直す予定（2018年度以降）
- 「検定事業者による自己評価・情報公開・第三者評価ガイドライン」を策定（2017年10月）

大学教育改革

《「学力の3要素」の異なる伸長》

✓「三つの方針※」に基づく大学教育の質的転換

- 「三つの方針」の一体的な策定・公表の制度化（2017年4月施行）
- 「三つの方針」策定・運用に関するガイドラインを国が作成・配布

✓認証評価制度の改善

- 「三つの方針」等を共通評価項目とし、2018年度から認証評価に反映

※「三つの方針」とは、卒業認定・学位授与の方針、教育課程の編成・実施の方針、入学者受入れの方針を指します。

大学入学者選抜改革

《「学力の3要素」の多面的・総合的評価》

✓「大学入学共通テスト」の導入

- ◎ 思考力・判断力・表現力の一層の重視
- 「大学入学共通テスト」の実施方針を決定（2017年7月）
 - ▶【国語】【数学】…記述式問題を導入
 - ▶【英語】…4技能（読む・聞く・話す・書く）評価（民間の資格・検定試験を活用）
※追加方針で受験時期・回数の例外的取扱い規定を決定（2018年8月）
- 試行調査（プレテスト）の実施（2017年11月、2018年2月、2018年11月）
- 大学入学共通テストの枠組みで活用する英語資格・検定試験について大学入試センターが公表（2018年3月）

✓個別入学者選抜の改革

- ◎ 明確な「入学者受入れの方針」に基づき、「学力の3要素」を多面的・総合的に評価する選抜へ改善
- 新たな評価方法の開発・普及（2016（平成28）年度から）
 - ▶大学入学者選抜改革推進委託事業
- 「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告」を決定（2017年7月）
 - ▶入学者選抜に関する新たなルールの設定
 - ▶調査書・提出書類の改善
- 調査書の電子化の在り方については検討中

「高校生のための学びの基礎診断」制度のイメージ

- 平成28年3月の高大接続システム改革会議「最終報告」を踏まえ、有識者による検討・準備グループ等において具体的な検討を推進。同グループによる「論点整理」（平成29年3月）や試行調査（平成29年1～3月）の結果を踏まえ、平成29年7月に「高校生のための学びの基礎診断」実施方針を策定。
- 「高校生に求められる基礎学力の確実な習得」と「学習意欲の喚起」を図るため、文部科学省が一定の要件を示し、民間の試験等を認定する制度を創設し、多様な民間の試験等（測定ツール）の開発・提供、その利活用を促進。それにより、高校生の基礎学力の定着に向けたPDCAサイクルの取組を促進。
- 「高校生のための学びの基礎診断」検討ワーキング・グループにおける専門的な検討を加え、高校・教育委員会等の関係者、民間事業者等の意見やパブリック・コメントによって得られた意見等を考慮しつつ、平成30年3月に「『高校生のための学びの基礎診断』の認定基準・手続等に関する規程」を策定。
- 平成30年度から本制度の運用を開始（※）し、平成31年度から本格的に利活用開始。
※学校や教育委員会等において選択・利活用について検討し、次年度の年間指導計画等に反映。

国

高等学校における基礎学力の定着に向けたPDCAサイクルの構築

取組を促進

測定ツールの
充実

高校

社会で自立するために必要な基礎学力について、各学校がそれぞれの実情を踏まえて目標を設定し、教育課程を編成。
多様な測定ツールを活用しながら生徒の学習状況を多面的に評価し、指導の工夫・充実を図っていく。



各学校の実情等を踏まえ、適切な測定ツールを、必要に応じて組み合わせながら選択・活用

教育委員会等

教育委員会等による
学校への支援

- 高校の魅力づくりとともに、質の確保のための体制強化や再編整備
- 学校支援のための人材配置や予算措置、教員研修等の取組

「高校生のための学びの基礎診断」制度の創設

（一定の要件に即して民間の試験等を認定する制度を創設）

認定基準等の設定 審査・事後チェック体制の整備

仕組みの構築と運用を通じて、民間事業者等から高等学校の実態に応じて選択可能な多様な測定ツールが開発・提供され、その利活用が促進されることが期待。

認定基準

（出題）

- ・学習指導要領を踏まえた出題の基本方針に基づく問題設計
- ・対象教科は国・数・英（共通必修科目中心、義務教育段階含む）
- ・主として知識・技能を問う問題に加え、主として思考力・判断力・表現力等を問う問題の出題
- ・記述式問題の出題
- ・英語4技能測定

（結果提供）

- ・学習成果や課題が確認でき、事後の学習改善や教師による指導の工夫・充実に資する結果提供等

（認定の有効期限）

- ・認定の有効期限は認定をしたときから3年後の年度末まで



「高校生のための学びの基礎診断」認定ツール一覧 (平成30年度申請分)

認定期間: 2022年3月31日まで

対象 教科	団体名	測定ツールの名称	基本 (※ 1)	標準 (※ 2)
国語	日本漢字能力検定協会	文章読解・作成能力検定 4級	●	
		文章読解・作成能力検定 3級		●
		文章読解・作成能力検定 準2級		●
	ベネッセコーポレーション	Literas 論理言語力検定 3級	●	
		Literas 論理言語力検定 2級		●
数学	日本数学検定協会	実用数学技能検定 3級	●	
		実用数学技能検定 準2級		●
		数検スコア基礎診断 数I・数A (項目別診断)		●
		数検スコア総合診断 数I・数A		●
	ベネッセコーポレーション	ベネッセ数学理解力検定		●
英語	教育測定研究所	英検IBA TEST C 4技能版	●	
	ケンブリッジ大学英語検定機構	ケンブリッジ英語検定 A2 Key for Schools(PB/CB)		●
		ケンブリッジ英語検定4技能 CBT(Linguaskill)		●
	Z会ソリューションズ	英語CAN-DOテスト レベル2	●	
		英語CAN-DOテスト レベル3		●
	ブリティッシュ・カウンシル	Aptis for Teens (中高生向けAptis)		●
	ベネッセコーポレーション	GTEC Advancedタイプ・Basicタイプ・Coreタイプ	● Core	● Basic Advanced

対象 教科	団体名	測定ツールの名称	基本 (※ 1)	標準 (※ 2)
3教科	学研アソシエ	基礎力測定診断 ベーシックコース	●	
	ベネッセコーポレーション	進路マップ 基礎力診断テスト	●	
		進路マップ 実力診断テスト		●
		スタディーサポート α タイプ、 β タイプ、 θ タイプ		●
		スタディープログラム		●
		ベネッセ 総合学カテスト		●
	リクルートマーケティングパートナーズ	スタディサプリ 学びの活用力診断～ベーシック～	●	
		スタディサプリ 高1・高2 学びの活用力診断～スタンダード～		●

※1: 義務教育段階の学習内容の定着度合いを測定することを重視したタイプ

※2: 高等学校段階の共通必修科目の学習内容の定着度合いを測定することを重視したタイプ

新たに検討するテーマについて：検討の方向性

方向性

1. 新たなテーマについての議論を行うほか、
2. これまでの提言（第一次～第十次提言等）のフォローアップを継続的に行う

新テーマ

【テーマ①】 技術の進展に応じた教育の革新について

【テーマ②】 新時代に対応した高等学校改革について

新たなテーマ

検討の背景

- 人口の減少、高齢化、就学・就業構造の変化、急速なグローバル化や人工知能・IoT等の技術革新等が進展する中、人生100年時代、さらにはSociety5.0という新たな時代が到来しつつある。こうした中では、激変する国際情勢、社会構造・産業構造などに対応し、多方面で活躍する人材の育成が不可欠であり、新たな時代に対応した学校教育とはどのような姿であるべきか、また、生涯にわたり求められる能力はどういったものであるかについて、検討することが必要。
- 学校教育の中でも特に高等学校においては、Society5.0の進展や地方創生の推進、高大接続の進捗等も踏まえつつ、生徒一人一人が、多様な選択肢の中で、必要な学びを能動的にできる場を実現することが求められている。これらを踏まえ、新しい時代に対応した高等学校の在り方について、検討することが必要。

検討の視点

- テクノロジーを活用しつつ、一人一人の能力・個性等に応じた公正に個別最適化された教育を提供し、また、個々人の能力・個性を評価するためには、学校教育・社会教育を通じて、生涯に渡ってどのような教育機会が提供されるべきか。
- 社会構造・産業構造の急速な変化を踏まえ、多様な選択肢の中で、生徒自らが自分自身の答えを見出すことができるような学習の場としての高等学校教育はどうあるべきか。
- このような視点から、今後我が国がとるべき教育の方向性について、教育再生実行会議において議論を行う。

フォローアップ

- 教育再生の実現には、法令改正や予算事業化をして終わりではなく、提言に基づく制度や施策が本来の狙い通り有効に機能することが重要であり、その取組状況を継続的にフォローアップすることが重要。
- 5月に取りまとめられた「これまでの提言の実施状況について（報告）」における指摘も踏まえつつ、引き続き提言の実施状況についてフォローアップを実施。

2. 新時代に対応した高等学校改革

- 背景**
- ・ 高等学校は、中学校を卒業したほぼ全ての子供が進学。社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら生き抜く力を育成することが必要。
 - ・ 高校生の能力、適性、興味・関心、進路等が多様化し、高等学校が対応すべき教育上の課題は複雑化。
 - ・ また、少子高齢化、就業構造の急速な変化、グローバル化、SDGsの推進、AI・IoT等の技術革新の進展によるSociety5.0の到来など大きな社会の変化。
 - ・ こうした中、高等学校においては、Society5.0を生き抜くための力や生徒一人一人が能動的に学ぶ姿勢を身に付けさせることが求められており、子供の能力を最大限引き出す多様な学びの実現や文理両方をバランスよく学ばせることにより、Society5.0をたくましく生きる人材の育成を図ることが重要。
 - ・ なお、各学校における改革の取組は、教師の意識改革や人事配置等の工夫、地域の関係者の参画等により、継続性を維持し定着させることが必要。

- 主な提言事項**
- (1) 学科の在り方**

 - 学習の方向性に基づいて学科を類型化すること等、普通科の在り方の検討
 - 文系・理系科目をバランスよく学ぶ仕組みの構築
 - 専門学科が地域の自治体や産業界等と協働できる仕組みの普及
 - 専門学科及び総合学科の在り方や学科の区分の在り方の検討

【参考】生徒数（平成29年度）

普通科	239万人（73%）
専門学科	71万人（22%）
総合学科	18万人（5%）

(2) 高等学校の教育内容、教科書の在り方

 - 新高等学校学習指導要領の着実な実施
 - 社会の変化に対応するための教育課程や教科書も含めた学習指導の不断の見直し
 - 全ての高等学校等で遠隔教育を活用できるようなグッドプラクティスの全国的普及

(3) 定時制・通信制課程の在り方

 - 多様な背景を持つ生徒の受け皿となっている実態を踏まえた教育の質の向上
 - 広域通信制高等学校の第三者評価の実証研究結果等を踏まえた更なる質の確保・向上

(4) 教師の養成・研修・免許の在り方

 - 校内研修の充実、研修の適切な評価、管理職のマネジメント力の向上、ベテランから若手教師への知識技能の伝承
 - 教職に強い大学と教科に強い大学が共同して質の高い教員養成ができる仕組みの構築
 - 特別免許状の弾力的な活用等による、外部人材の活用
 - 特色ある教育活動を推進している校長の在職期間の長期化など、人事異動の在り方の再点検
 - 働き方改革の推進

(5) 地域や大学等との連携の在り方

 - 高等学校と市町村、産業界、大学等が協働した地域課題の解決等を通じた学びの実現
 - 高等学校におけるコミュニティ・スクールの導入と地域学校協働活動の実施の推進
 - 高等学校と地域をつなぐコーディネーターの役割やその在り方の検討
 - 地方創生の観点からの地域の関係機関による高等学校の支援方策の検討

(6) 中高・高大の接続

 - 文理両方を学ぶ人材の育成の観点や学科の在り方の検討を踏まえた入学者選抜を含む中高・高大接続の在り方等の検討、進路指導やキャリア教育等の充実

(7) 特別な配慮が必要な生徒への対応

 - 不登校等の多様な課題を抱える生徒に対応するためのスクールカウンセラー等の専門人材の配置状況の把握と、適正な配置・活用に向けた方策の検討
 - 障害のある生徒の自立と社会参加に向けた学校と関係機関等の連携
 - 日本語指導が必要な帰国・外国人生徒等の受入れ体制の充実

(8) 少子化への対応

 - 少子化が進む中、地域における高等学校の役割も十分踏まえた、新たな時代の高等学校にふさわしい教育環境の在り方の検討

本年4～5月の最終提言取りまとめに向けて、各ワーキング・グループにおいて更に検討。

8

いじめ対策・不登校支援 ・児童虐待対応について

初等中等教育局児童生徒課